平成 21 年度　文部科学省産学官連携戦略展開事業

著作権を考慮した共同研究に係る調査研究

報告書

平成 22 年 3 月

国立大学法人電気通信大学

産学官連携センター

目次

1. はじめに 1
2. ソフトウェア著作権を考慮した共同研究契約書雛形 6
2.1. ソフトウェアと著作権のコンフリクト 6
2.1.1. 共有著作権は「不自由」 6
2.1.2. 研究成果物であるソフトウェアと著作権の帰属 8
2.1.3. 「その著作権」が及ぶ外延が不明確 10
2.1.4. 法人著作≠「大学の著作物」→大学の著作権規程は様々…なぜ？ 11
2.1.5. 大学ソフトウェアの「活用」から知財管理を考える 12
2.1.6. 大学のソフトウェア管理には「リスク管理」の発想が必要 13
2.1.7. ソフトウェアが成果物となる大学と企業の共同研究～必要な視点とは？ 14
2.2. ソフトウェア著作権を考慮した共同研究契約書雛形の概略 16
2.2.1. 共同研究成果のプログラム～著作権の帰属 17
2.2.2. プログラム著作物等の使用・利用 22
2.2.3. 著作者人格権の行使の制限 25
2.2.4. プログラム著作物等が法人帰属とされないとき 26
2.3. ソフトウェア著作権を考慮した共同研究契約書雛形 28
3. 大学における著作権の取り扱い 50
3.1. 大学で創作される著作物の種類 51
3.2. 研究室でのソフトウェア開発の現状と課題 52
3.2.1. ソフトウェア開発に対する評価 52
3.2.2. ソフトウェアの継続的な開発 52
3.2.3. ソフトウェアのライセンス 53
3.3. 大学で創作されるソフトウェアの活用形態 55
3.3.1. 研究開発で利用 55
3.3.2. ハードウェアで利用、社内業務で利用 57
3.3.3. 販売・サービス提供で利用 58
3.4. 円滑な技術移転を推進する上での注意点 61
3.4.1. 特許権と著作権の違い 61
3.4.2. 共同著作者の特定の困難 61
3.4.3. 改変物（二次的著作物）の特定と取扱い 63
3.4.4. 第三者の著作権の明示 64
3.4.5. 共同研究で創作されるソフトウェアの著作権が個人帰属となる大学 65
3.4.6. 大学帰属となったソフトウェア 66
3.4.7. 契約の必要性 66

3.4.8. ソフトウェア開発の外注 66
4. 研究者向けの留意事項 68
5. おわりに 71

1. はじめに

大学における教育・研究の過程で、日々多数の著作権が生み出されているが、その中でもソフトウェアの著作権は、同じ知的財産である特許に比べてほとんど活用されていないというのが実態である。その原因は主に、大学の知財担当者の方の中にソフトウェアに詳しい方があまりいないこと、それに付随して、ソフトウェアは手間がかかりそう、ソフトウェアは儲からない、著作権は難しい、・・・という考えが関係者に共有されているからではないだろうか。大学の研究成果を経済的な尺度で評価するのは必ずしも好ましいことではないと思うが、海外の大学において、ソフトウェア一本あたりのライセンス料をランク分けしてみると、ホームランのランクに属するソフトウェアは年間１億円かそれ以上、ヒットのランクでも年間数千万円程度あり、国内の大学における特許のライセンス収入と比べてみても、ソフトウェアが儲からないというのは当てはまらないであろう。もちろん当然のことではあるが、海外の大学でも特許と同様に、ほんの一握りのソフトウェアのみがホームランやヒットになりえるのであって、それ以外のほとんどのソフトウェアは無償に近いライセンス料か、または、オープンソースやアカデミックライセンスにて無償でライセンスされている。

ソフトウェアがヒットするかどうかは、そのソフトウェアが技術的な優位性を保持しているかどうかに依存することはもちろんであるが、ソフトウェアは付加価値を持たせやすいので、大学で開発されたプロトタイプに、どれだけユーザのニーズを満足させる機能を実装させることができるかが、重要なポイントとなる。エンドユーザが企業であるソフトウェアを考えてみると、大学の研究者が企業のニーズを知りえる機会は、秘密保持が契約で保証される共同研究が主だと考えられる。そのため、ソフトウェアがライセンス料をもたらす存在になりえるかどうかは、結局、共同研究による産学連携の推進が成功するかどうかにかかってくる。共同研究でソフトウェアを育成しないとライセンスできないというと、特許のように単にライセンス先を探し出してライセンスするのみの業務を担当している方は、受け入れ難いと感じるかもしれない。しかし、大学から企業への単なる知的財産のライセンスではなく、企業の課題解決のために大学の研究成果をいかに活用すべきか知恵を出し合うことが、産学連携の本来の姿であることを考えると、ソフトウェアは 3.3 節に示すように産学連携を推進するための有効なツールであることがよくわかる。

今日、伝統的にハードウェアを生産してきた企業が、ソフトウェアの生産にシフトしている例が多くあり、また、もともと大学で生み出されたソフトウェア技術をベースにベンチャーを創業し成功した海外の IT 企業は多くある。そのため、今後もますますソフトウェアの重要性は増すことになるであろう。大学で創作されるソフトウェアは、将来社会で広く活用されるソフトウェアのシーズとなる可能性を秘めている。ところが国内大学において、ソフトウェアの育成過程である共同研究で創作されるソフトウェア著作権の取り扱いは、残念ながら以下のような現状になっている(2)。

- 共同研究の雛形が、特許についてはその帰属が明記されているが、著作権は別途定めるとしているため、帰属を明確にしないまま契約した例がある。
- 著作権の帰属は、契約によってケースバイケースである。
- 共同研究で生まれたソフトウェアは、サービスの一環で提供されることが多く、大学として把握していない。
- 共同研究中に開発したソフトウェアの取り扱いが契約にきちんと書かれていない。

そのため、共同研究契約において著作権の取り扱いが明確になっていない現状では、ソフトウェアが将来仮に商品化レベルまで到達できたとしても、ライセンスの段階で著作権処理に支障をきたす可能性がある。

こうした背景を踏まえて、平成 21 年度文部科学省産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）における調査研究の一環として、共同研究におけるソフトウェア著作権の取り扱いを議論し、著作権に関する条文を盛り込んだ共同研究契約雛形の作成を目的とした研究会（「著作権を考慮した共同研究に係る研究会」、以下では「著作権研究会」と略称）を開催した。この研究会のメンバーは、呼びかけにご賛同頂いた 13 大学・研究機関の知財・契約担当者、研究者、弁護士で、下記の通りである。研究会は 4 回開催し、それ以外に少数のメンバーで WG を 3 回開催した。

本報告書は、著作権研究会で得られた成果を取りまとめたものである。以下にその構成の概略を記す。2 章の 2.1 節では、著作権法で大学・企業間で生まれる非常に高度なソフトウェアを扱う際の問題点を詳細に説明した。2.2 節ではこうした問題点を考慮した上で、研究会にて作成した共同研究契約雛形の概略である。この内容は、2010 年 3 月 18 日に学術総合センター一橋記念講堂にて開催した、文部科学省「産学官連携戦略展開事業」シンポジウムー共同研究におけるソフトウェア著作権の取り扱いと柔軟な契約交渉事例ーの竹岡八重子弁護士の講演をもとに作成したものである。2.3 節では共同研究契約雛形の全文を見開き解説付きで掲載した。研究会では、著作権の取り扱いに関する各契約項目の内容を検討する際に、その項目に係る背景、課題等を長時間に亘って議論した。研究会で議論した内容の論点を整理し、大学の研究者、知財・契約担当者向けにソフトウェア著作権の啓発資料としてまとめたものが、3 章である。大学で作成された著作物の著作権の帰属は，各大学の規則で様々である。共同研究契約は大学と企業の機関同士の契約となるが、共同研究で作成されるソフトウェアの著作権が研究者個人に帰属すると規定している大学では、共有のソフトウェアの著作権は、研究者個人と企業が有することになる。そうした大学において、共同研究契約で規定した企業の「研究の自由」を確保するために研究者に留意して頂く事項を、4 章にまとめた。報告書は以下のような分担で執筆した。

1 章、3 章、5 章	本間 高弘
2 章	竹岡 八重子
4 章	神田 泰行

この報告書は、広く大学の知財・契約担当者、研究者の方々に手にとって頂き、ご活用いただくよう、必要な内容に限定しスリム化に努めた。また、報告書に掲載した共同研究契約雛形の条項は、そのまま各大学の共同研究契約雛形にカットアンドペーストしてご活用いただくよう、ワード版も用意した（http://kenkyo.office.uec.ac.jp/senryaku/report.html よりダウンロード可能）。この報告書に記載した内容は、研究会に参加頂いたメンバー全員の成果である。報告書の内容を資料等で引用される場合には、出典を明記いただけると誠に幸いである。

平成 22 年 3 月

国立大学法人電気通信大学
産学官連携センター
本間　高弘

著作権研究会メンバー

機関名	所属
北海道大学	産学連携本部　知的財産部　知的財産部長　教授　内海 潤（※）
東北大学	産学連携推進本部　知的財産部　知的財産管理担当　特任教授 高橋敏則
東京大学	産学連携本部　知的財産部　知的財産統括主幹　重森一輝
東京工業大学	産学連携推進本部　技術移転部門　特任准教授　坂田淳一
国立情報学研究所	知的財産室　知的財産マネージャー・特任教授　平出壱洋
	知的財産室　サブマネージャー　副島義男
名古屋大学	産学官連携推進本部　副本部長　知的財産部長　産学官連携推進室 教授　笠原久美雄
京都大学	産官学連携センター　ソフトウェア・コンテンツ分野　特定研究員 中川勝吾
大阪大学	産学連携推進本部 知的財産部　産学連携教授　吉田昭彦
奈良先端科学技術大学院大学	知的財産本部長　先端科学技術研究調査センター　教授　久保浩三
山口大学	大学院技術経営研究科　教授　木村友久
九州工業大学	産学連携推進センター　知的財産部門長・教授　中村邦彦
	大学院　情報工学研究院　生命情報工学研究系　准教授　大橋 健
九州大学	知的財産本部　事務グループ　法務担当　小川 隆
光和総合法律事務所	弁護士　竹岡八重子
	弁護士　神田泰行
文部科学省	研究振興局　研究環境・産業連携課　技術移転推進室　専門官 岩田行剛
電気通信大学	産学官連携センター　特任教授　堀 建二
	産学官連携センター　特任教授　井桁貞一
	産学官連携センター　特任教授　本間高弘
	産学官連携センター　特任助教　後藤隆彰

（※）現在、京都大学大学院薬学研究科　最先端創薬研究センターに所属。

2. ソフトウェア著作権を考慮した共同研究契約書雛形

2.1. ソフトウェアと著作権のコンフリクト

2.1.1. 共有著作権は「不自由」

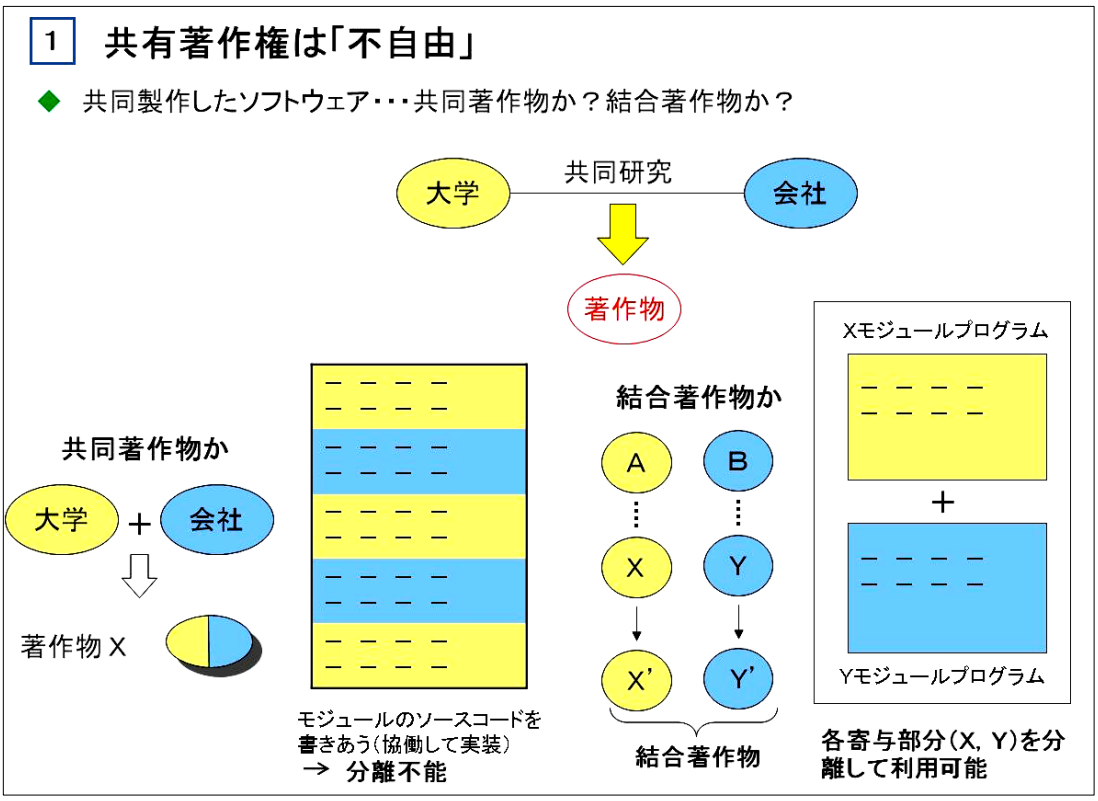

大学と企業の共同研究で出てくるソフトウェアは、非常に高度な技術的創作物であるが、高度な技術的創作物であるソフトウェアを著作権法で扱うと（法律では著作権法で扱わざるを得ない）、現実とそぐわないことがおきる。共同研究契約では、そのギャップをどう修正し、どうマネージするかが重要になる。

共同製作したソフトウェアの著作権は、著作権法でどう取り扱われるだろうか。上図の左側、モジュールのソースコードを大学側が何行書き、次に企業側が何行書き、とお互い書き合ったプログラムの場合、そもそも分離不可能であり「共同著作物」になる。

しかし、実際はこういう例よりも、むしろ右側のように、全体として１つのプログラムになっているが、その中の X モジュールを大学側が、Y モジュールを企業側がというように、モジュールごとに分担して書くことがある。著作権法で「プログラム」の定義は、「電子計算機を機能させて、１つの処理結果を得ることができるような指示命令の組み合わせ」をいう。１つの処理結果をアウトプットとして出すモジュールは、それだけで１つのプログラムとなる。これをいくつも組み合わせて、全体としてプログラムが構成されている。このように、各寄与部分を分離して利用することが可能な場合、「結合著作物」となる。結合著作物の場合、各々のモジュールについて単独の著作権が成立する。

◆ 結合著作物、共同著作物と共有

結合著作物　　著作権は分離可能な部分毎（A, B）に成立する　［Ⅰ］

但し合意によって全体を共有にすることもできる　［Ⅱ］

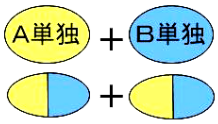

共同著作物　　著作権は共有　［Ⅲ］

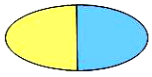

◆ ［Ⅰ］の結合プログラムは「単独所有の著作物」の合体

→ 各自が作成したプログラム部分は自由に利用（複製、改変、翻案、アップロードetc）ライセンス、譲渡etc、ができる。

◆ 共有プログラム（［Ⅱ］合意によって共有となったプログラム、［Ⅲ］共同著作物であるプログラム）は、共有者全員の合意がないと、利用、ライセンス、譲渡は不可

［結論］

1. むやみに（合理的な理由なく）「共有」にする取り決めは避ける
2. 「共有」が生じることを想定し、共同研究契約で使用、利用、ライセンスのルールを定めておく

結合著作物は 1 つの処理結果を出すモジュールごとに、著作権が単独で成立するが（上の[Ⅰ]）、合意によって全体を共有にすることができる（[Ⅱ]）。また、ソースコードをお互いに書き合うような共同著作物の著作権は共有になる（[Ⅲ]）。

[Ⅰ]の場合、各自が作成したプログラム部分は各自単独の著作物であり、各自が自由に利用できる。著作権法で「利用」とは、複製、翻案、アップロード等々を指す（28 頁「【解説】１条３項「実施」の定義」参照）。ライセンスも譲渡も自由ということになる。

一方、全体を合意で共有にした時[Ⅱ]や、共同著作物で共有になった時[Ⅲ]は、共有者全員の合意がないと、共有者自身が自己利用することもライセンスも譲渡もできない（著作権法第 65 条 2 項）。これが特許と著作権の根本的に違うところであり、共有著作権は非常に不自由である。

著作権法は、もともと音楽とか小説とかを扱っていた法律なので、共同で作った音楽を誰が複製するか、誰が売るか、そういうことは全員で決める規定になっている。しかし、ソフトウェアは技術的な著作物なので、利用できないと意味がない。

結論として、むやみに、つまり合理的な理由なく、共有にする取り決めは、不自由な世界を増やすだけなので避けるべきである。ただし、共有はそれでも実際には生じるので、「ある程度の段階まではお互いに自由に利用できる」という範囲を契約で確保しておくべきである。創作物が出た後だと、いろいろな思惑が生じて合意が難しくなりかねないので、できれば共同研究契約の中に自由の範囲を書いておくほうがよいだろう。

2.1.2. 研究成果物であるソフトウェアと著作権の帰属

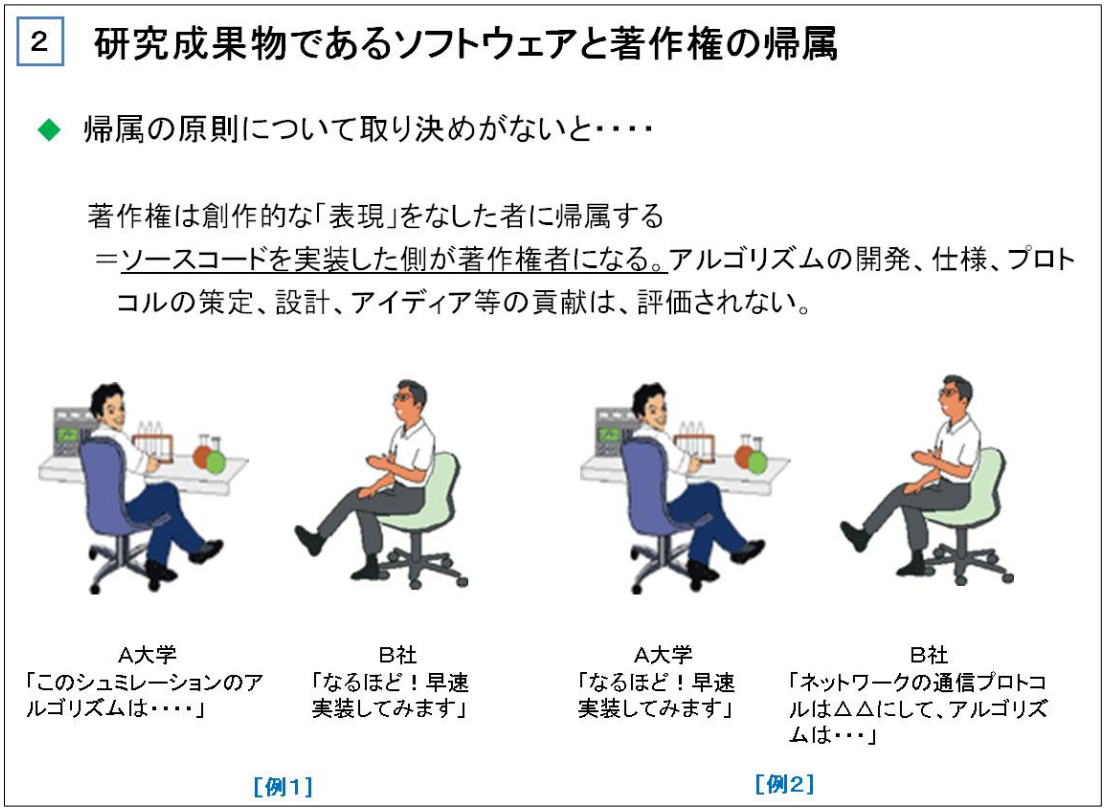

著作権法では、研究成果物であるソフトウェアの著作権は、表現をした側に著作権が帰属する。「表現」をした側とは、ソースコードを書いた側である。アルゴリズムを思いついた側とか、仕様やプロトコルなどのアイデアを出した側の貢献は、著作権法は考慮しない。

上図の例 1 は、左側が大学の先生で、シミュレーションソフトウェアのアルゴリズムを一生懸命考えているという想定である。「先生、いいじゃないですか！　じゃあうちの社でさっそく実装してみますよ」。こうなったときに著作権は、この先生ではなく、企業側に帰属する。また例 2 は、大学の先生が通信系のソフトを組んでいる会社と共同研究をしているという想定である。企業側から「やあ、アルゴリズムはこうしたらどうでしょうかね」という話をすると、先生が「いいですね！うちの学生と早速作ってみますよ」となった場合、今度はアイデアを出しているのは企業側だが、実装しているのは大学側なので、100%大学の著作物になる。

これらの例のように、著作権法は実装したか否かで帰属を決める。しかし、ありふれたソフトウェアとは異なり、大学と企業の共同研究成果のソフトウェアは、アルゴリズムレベルのアイデアが重要で、そこにソフトウェアの価値がある。この点を考慮すると、共同研究契約で、著作権の帰属について、著作権法とは異なる合意をしておくことが、両者にとって妥当なマネジメントとなる場合がある。

◆ どちらかが作成したプログラムをもとに共同研究を行うとき

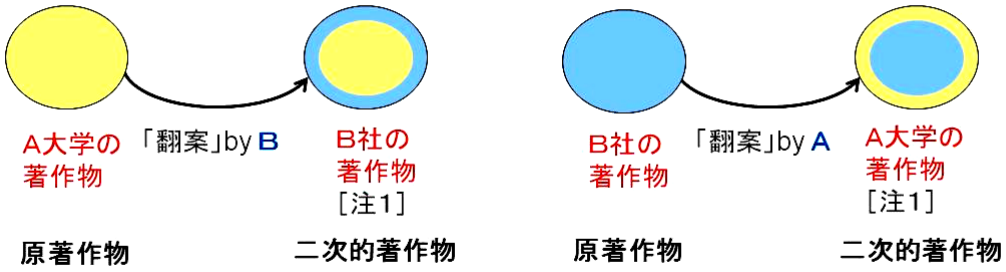

[注1] 翻案(新たな創作性を加える改変)の結果生じた二次的著作物は、原著作物の著作権者との共有になる、とする少数説もあるが、通説は翻案を加えた側の単独の著作物とする。

取り決めがないと、翻案した側に著作権が帰属する
しかし、これでよいか？　原著作物のソースコード開示～共同研究にnegativeに作用してしまうのでは？

他のよくあるパターンとして、大学、企業どちらかが作成したプログラムを基に共同研究を始めることがある。プログラムを改変したとき、なんらかの形で創作性を加えた改変、すなわち「翻案」が行われると、その改変著作物は「二次的著作物」になる。上図の左側の例でいえば、大学のプログラムをもとに二次的著作物を企業がつくったときに、著作権法では、二次的著作物の著作権は翻案した企業に帰属する（注)。「いやいや、もともとのコアを作ったのは自分だよ」との主張は反映されない。逆に、もともと企業側のプログラムに、大学の研究者が「じゃあ、もっとブラッシュアップしましょう」と、創作的な表現を加えて二次的著作物を作成した途端に、著作権は大学側に帰属する。

共同研究において、原著作物のソースコードを開示して、改変してソフトウェアを作るとき、創作性を加えて（翻案して）作成された二次的著作物の著作権の帰属を上記のように著作権法の定めに委ねたままにすると、開示する側が開示にネガティブになってしまい、共同研究促進という点から考えると好ましくないのではないだろうか。

（注）二次的著作物の著作権は、原著作物の著作権者と翻案した者との「共有」になる、という説もあるが、通説は二次的著作物の著作権は、翻案した者の単独の著作物となる、としている。

2.1.3.　「その著作権」が及ぶ外延が不明確

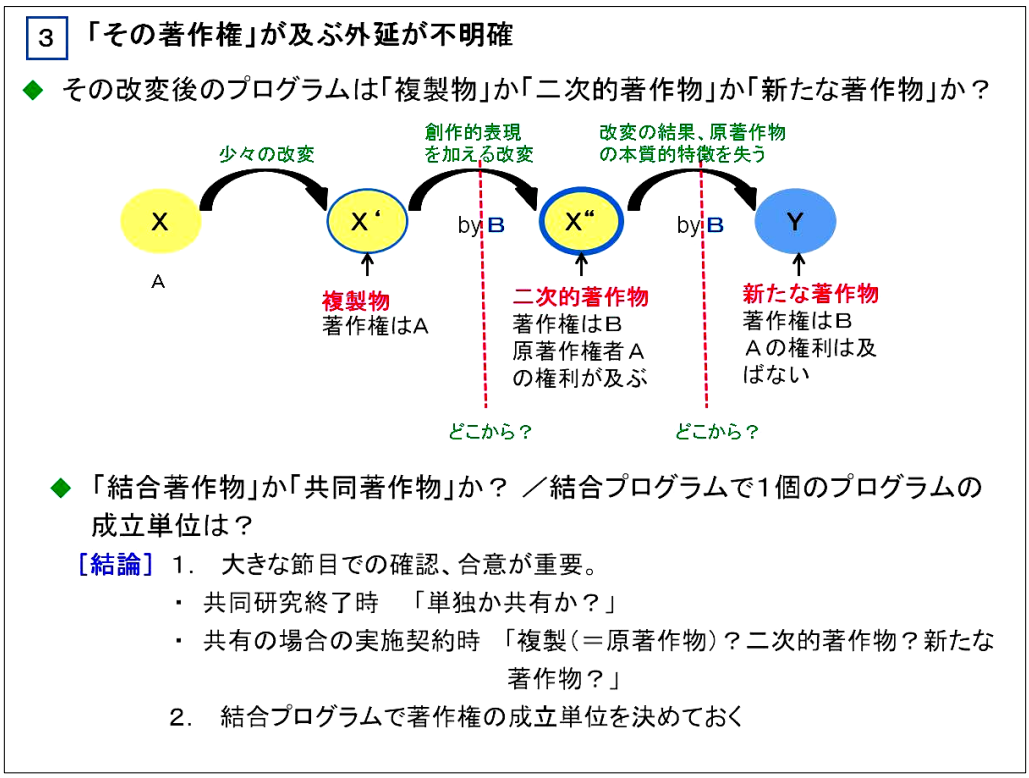

特許権は、請求項（クレーム）で特許権が及ぶ範囲、外延を明確にして権利化される。一方、著作権は、「その著作権」が及ぶ外延が不明確である。

例えば、上図の例で、Ａさんがもともと作成したプログラムに少し B さんが改変を加えても、その改変は「複製」にすぎず、作成されたプログラムは複製物に過ぎない。そのため著作権者はＡさんのままである。更に今度はＢさんが、創作的な表現を加えて（翻案）、二次的著作物を作ると、その著作権者はＢさんになる。ただし、Ａさんの権利が及ぶので、利用するときにはＡさんの許諾が必要になる。更に改変を加えた結果、原著作物の本質的な特徴を失うと、新たな著作物になる。この場合の著作権者はＢさんで、しかもＡさんの権利が全く及ばない。改変の程度に応じて、３段階で権利関係が変化する。（注）

しかし、「少々の改変＝複製」がどのくらいか、「創作性を加えた（＝翻案）」とは何か、「本質的な特徴を失った」とは何か、法律には書いていないし、判例も少なく不明である。

同様に、結合プログラムの中の１個のプログラムの成立単位、モジュールについても、「モジュールってどの程度のものなの？」ということも、一見明確になっている訳ではない。

そのため結論としては、大きな節目ごとの確認・合意をお互いにすることが重要になる（例えば、共同研究契約の終了時→成果物は単独か共有か、また、共有の成果物を相手方が改変して作成したプログラムについて、実施契約を行う時→実施契約の対象となるプログラムは複製物か二次的著作物か新たな著作物か）。

また、結合プログラムの場合「どこまでが１つのモジュールか」の議論はあまり行いた

くないので、契約時に著作権の成立単位を決めておくべきである。

（注）図の例は、 少々の改変、翻案、新たな著作物の創作、と３段階の改変を加えた例であり、著作物は原著作物→複製物→二次的著作物→新たな著作物、と変化している。もちろん、このような段階的（連続的）な改変だけではなく、非連続的な改変、例えば原著作物にいきなり新たな著作物を生じさせる改変を行い、原著作物→新たな著作物に変化する場合もある。

2.1.4. 法人著作≠「大学の著作物」→大学の著作権規程は様々…なぜ？

4　法人著作 ≒「大学の著作物」⟶ 大学の著作権規程は様々・・・なぜ？

ソフトウェアと職務著作（法人著作）

著作権法15条2項
① **法人の「発意」**に基づく
② **法人の業務に従事**する者が
③ **職務上作成するプログラム著作物**
（cf 論文との違い・・法人名で発表するものでなくとも、プログラムは法人帰属）

⟶ **契約、就業規則等に別段の定めがない限り、法人が著作権者**

⟷ 特許法35条
発明はまず個人に帰属する

◆ **共同研究・受託研究で作成されるプログラムの場合**

共同研究、受託研究は、大学と企業の契約に基づく業務。ここで行われる研究は、契約に基づく業務（業務命令による業務）としての研究。
→**成果としてのプログラムは著作権法では法人著作**　**but…**

ソフトウェアの場合、法律では著作権法 15 条 2 項の要件を満たせば法人著作になる。法人自身が著作者で、著作権は最初から法人に帰属する。共同研究・受託研究で作成されるプログラムの場合、先生方が行っている研究自体は企業との契約に基づく法人の業務であり、プログラムは職務上作成されている。そのため、法律的に考えれば、大学の場合も、共同研究で大学の研究者が創作したプログラムは、法人著作になるのではないかと思われる。つまり研究者個人の著作権はなく、大学に著作権が生じているはずである。

但し、大学の規程で、法人著作にしないこともできる（著作権法 15 条 2 項「別段の定め」）。まず個人帰属とし、一部を機関が承継する規程の場合、著作者は研究者個人になる。

2.1.5.　大学ソフトウェアの「活用」から知財管理を考える

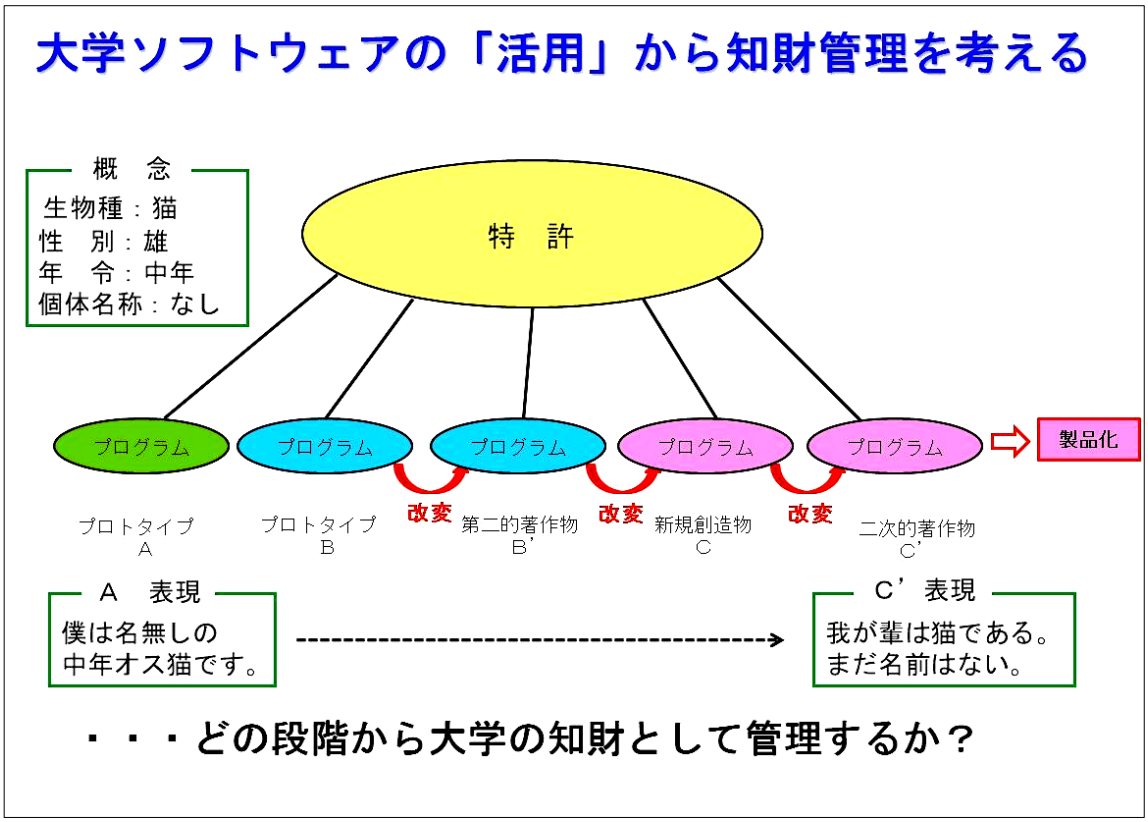

特許とプログラムの関係を上図に示した。プログラムの場合、最初に思いついたアイデアをもとにプロトタイプを作り、それをいろいろ使っているうちに、更に改良すべき点を思いついて、そのプロトタイプの一部を改変する。そしてある改変を加えて全く新規の著作物になり、それをまた改変し続けることにより、最後に製品となる。

このような改変の流れの中において、最初のプロトタイプの部分は、捨てられるかもしれないプログラムである。こういう捨てられるかもしれないプログラムが大学では日々生まれている。これを全て大学の資産（知的財産）として管理するとなると、大変な手間がかかり、必ずしも実際的とはいえない。プログラムを法人著作としている大学でも、全てのプログラムを知的財産として大学が管理する体制はとれない。そこで全部のプログラムを管理するのではなく、大学の知財として管理すべきプログラムは何か、という議論が出てくる。

2.1.6.　大学のソフトウェア管理には「リスク管理」の発想が必要

大学のソフトウェア管理には「リスク管理」の発想が必要

【注・「リスク」を「プログラム」に読み替えてください】

・リスクは無数にある。全てのリスクを管理することはできない。

・「重要なリスク」を洗い出し、**優先度の高い順に管理**（リスクコントロール）する

何が優先？・・・→知財管理は何のため？
大学の資産把握？それとも知財活用？

◆　共同研究の成果物である共有プログラムを「大学帰属」（法人著作）とする場合
　→　取り扱いは共同研究契約で定めておけばよい。

◆　共有プログラムを「大学帰属」としない場合（「法人著作」としない。承継もしない）
　→　企業の「研究の自由」を確保するためには、研究者による「著作者人格権」「共有著作権」の行使をある程度控えてもらうことが必要

大学側のソフトウェア管理はリスク管理の発想が参考になる。リスクは無限にあるのと同様、プログラムは無数にあり、それを全部管理することはできないから、重要なリスク（重要なプログラム）を洗い出して、優先度の高い順番に管理しよう、これが大学のソフトウェアの管理の発想となる。

大学が「共同研究の成果物は大学帰属とする」という規程であれば、その成果の取り扱いを共同研究契約に定めておけば、それで足りる。研究者個人への著作権の帰属というのは考えなくてもいい。こういう大学の場合は、共同研究契約もシンプルになる。

一方、共同研究の成果であるプログラムであっても「法人著作として扱わない、承継という手続きをとって初めて大学帰属にする。うちの大学は、色々なプログラムが日々つくられるから、共同研究の成果物であったとしても大学帰属としない場合もある」という規程の大学では、研究者個人が著作者、兼、著作権者となる場合がある（著作権法 15 条 2 項）。そうすると、その方が著作者人格権あるいは共有著作権により、企業の利用を「ダメだ」と制限する権利をもつことになる（24~26 頁参照）。共同研究における企業の研究の自由を確保するために、これを何とか控えてもらうというということが必要になってくる。

2.1.7.　ソフトウェアが成果物となる大学と企業の共同研究～必要な視点とは？

ソフトウェアが成果物となる大学と企業の共同研究
～必要な視点とは？

1　自由（freedom）と公平（fairness）の両立　【WIN-WINの関係の前提】
- ◆ 自由 ＝ 大学と企業の研究の自由の確保　→　共有著作物の「不自由」の緩和
- ◆ 公平 ＝ 1) 研究成果への貢献を著作権の帰属に公平に反映させる
  2) 商用・業務上利用→profitの還元

2　大学の知の技術移転の促進
- ◆ 第三者へのライセンスの考慮

3　「マネジメントしやすい」契約であること・・・「はじめの一歩」としてのひな形
- ◆ 「既存の共同研究契約（特許を想定）と一本にしたい」
  「利用原則が特許の扱いとかけ離れていると、不便」
- ◆ 著作物の管理は大きな節目単位で行う
- ◆ 「判断を楽にしたい」
  複製物か？二次的著作物か？・・・著作権はどちらに？
  結合著作物か？共同著作物か？・・・どこまでが単独で、どこからが共有か？
  etc…の議論は、できる限り回避したい

ソフトウェアが成果物となる場合の、大学と企業の共同研究契約に必要な視点の一つ目は、自由（freedom）、公平（fairness）、この２つの両立である。共有にしてしまうと、相手方の同意がないと自分が利用することさえできないというように、ソフトウェアの共有著作権は、法律では不自由である。これを自由化するには契約が必要である。大学側も企業側も研究目的で自由に使うことができるようにするという freedom の考え方。一方で「fairness」の観点、研究成果への貢献を著作権の帰属にどう反映させるかという点を公平に考えなければいけない。また、商用・業務上の利用ができたときに profit をどう還元するかということも公平に考えなくてはいけない。こうした freedom と fairness の観点を共同研究契約の中で考えるということである。

２つ目のポイントは、技術移転の促進である。

３番目は、「マネジメントがしやすいこと」である。著作権研究会では、「マネジメントしやすいものにしたい」「既存の共同研究契約と別パターンとしたくない。できたら一本化したい」「利用原則が特許の扱いとかけ離れていると不便だ。特許とパラレルな形にしたい」という考えが多数だった。

共同研究の成果のプログラムであれば、例えば研究だけではない、その後の色々な利用

もお互い全部自由にするという共同研究契約のパターンも検討したが、今回は採用には至らなかった。大学の実務現場では、ソフトウェア著作権をわかっている方が少ないので、共同研究契約の特許の取り扱いとかけ離れたことをする場合、大学側としてはマネージが難しい。そうすると、担当者は判断が難しいから譲歩は危険、と、非常に硬直的な対応を相手方にする危険性がある。そのようになっては困るから、今までの標準の雛形とあまりかけ離れない雛形をまず出したい、ということだった。

したがって、今回この研究会で出す雛形というのは、初めの一歩としての雛形で、各大学が今後経験を積んでいただき、色々なバリエーションを各大学が持っていただければと思っている。

また、「マネジメントがしやすい」という観点からは、「判断を楽にする」ことが重要である。著作権法どおりだと、「複製物であれば著作権はA、二次的著作物にした途端に著作権はB」となるが、その判断は難しいし、結合著作物か共同著作物かという判断も難しいので、法律に委ねてしまうのではなく、別の取り決めを共同研究契約の中ですることにした。

2.2.　ソフトウェア著作権を考慮した共同研究契約書雛形の概略

０．前提　　地の文（濃い灰色文字）は大学の既存ひな形を想定（本研究会の検討対象外）。赤文字がソフトウェア著作権を考慮した条文

１．「知的財産権」（１条１項二号ハ）　プログラム著作物とこれに付随するドキュメント、データベースの著作権（以下「プログラム著作物等」）

２．「実施」（１条２項）
- ・著作物の利用　複製、複製物の譲渡・貸与、翻案、送信可能化（アップロード）、自動公衆送信
- ・著作物の使用

３．雇用関係にない学生と共同研究（４条［共同研究に従事する者］６項地の文）

４．権利の「承継」（１４条［発明等の創成及び権利の承継］２項、３項）

契約書の条文は、従来からある大学の共同研究契約の雛形にカセット式で埋め込めるようにという発想で作った。「地の文」というのはもとの雛形の部分という意味で、そこに赤色でソフトウェア著作権を考慮した条文を入れるという形になっている。

共同研究では、論文をはじめ様々な著作物が生まれるが、この雛形で著作権の対象として扱う（マネジメントの対象とする）著作物の範囲は、プログラム著作物、付随するドキュメント、データベースである。コンテンツに関しては、今回は入れないことにした。

「実施」の範囲は、著作物の利用と使用である。特許の契約と一緒にしてほしいという要望にもとづいて、「実施」という言葉にした。なお、「利用」は複製、アップロード、翻案（創作的な表現をつけ加える改変）等になる（28 頁参照）。

学生が入った場合に、契約を遵守するように指導するという条文は、もともとの共同研究契約の雛形（地の文）に掲載されている。学生が共同研究に参加する場合については、各大学の方針は一律ではないが、学生も著作者になる場合、共有著作権及び著作者人格権の行使の問題が生じることを考え、大学が権利処理を行っておく事が望ましい。

大学によっては共同研究の成果物がソフトウェアであっても法人著作にせず、承継するかどうかを決めるという規程になっている場合がある。そのような大学では、14 条２項、3 項（地の文）がプログラム著作物等にも適用されることになる。

2.2.1. 共同研究成果のプログラム～著作権の帰属

共同研究成果のプログラム～著作権の帰属

1 「1つの著作物」として扱う単位は？

（プログラム著作物等の著作権の帰属）
第17条1項　研究成果であるプログラムの著作物が、複数のプログラム単位に分割されているときは、プログラムの著作権は、各プログラム単位毎に成立するものとする。

むやみに共有にしないため、著作権法に忠実に、各モジュールプログラム単位に著作権を成立させたい（結合著作物、2.1.1 1 参照）。
but 「各モジュールプログラム単位」が不明確（2.1.3 3 ）

全体のプログラムが（モジュールを連結させた）各プログラム単位に分割されている構造のとき、各プログラム単位毎に一つの著作物として著作権の帰属を決める

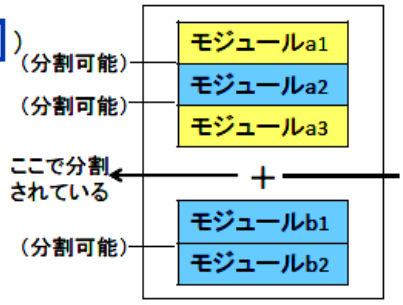

17 条１項は、著作権が成立する単位についての規定であり、「研究成果であるプログラムの著作物が、複数のプログラム単位に分解されているときは、プログラムの著作権は、プログラム単位毎に成立するものとする」とした。

全体のプログラムの中で、１つの完結した処理をするモジュール１個１個は、法律上は１つ１つ著作権が成立する。ただ、１つ１つのモジュールごとに全部別々の著作権を考えるとなると、例えば極端な例では、数行のプログラムにも著作権を考えることになり、実務上は大変であるし、実際的とは言えない。

一方で、大学と企業の研究員が分担し、複数のモジュールを連結した大きなプログラム単位を作り、それを組み合わせて全体のプログラムとすることがある。この場合、各プログラム単位を無視して、全体を１つの著作物と扱うことは、必ずしも妥当とは言えない。

そのため全体のプログラムが、（いくつかのモジュールを連結させた）プログラム単位で分割できる構造になっているときは、プログラム単位毎に著作権の帰属を決めることにする。

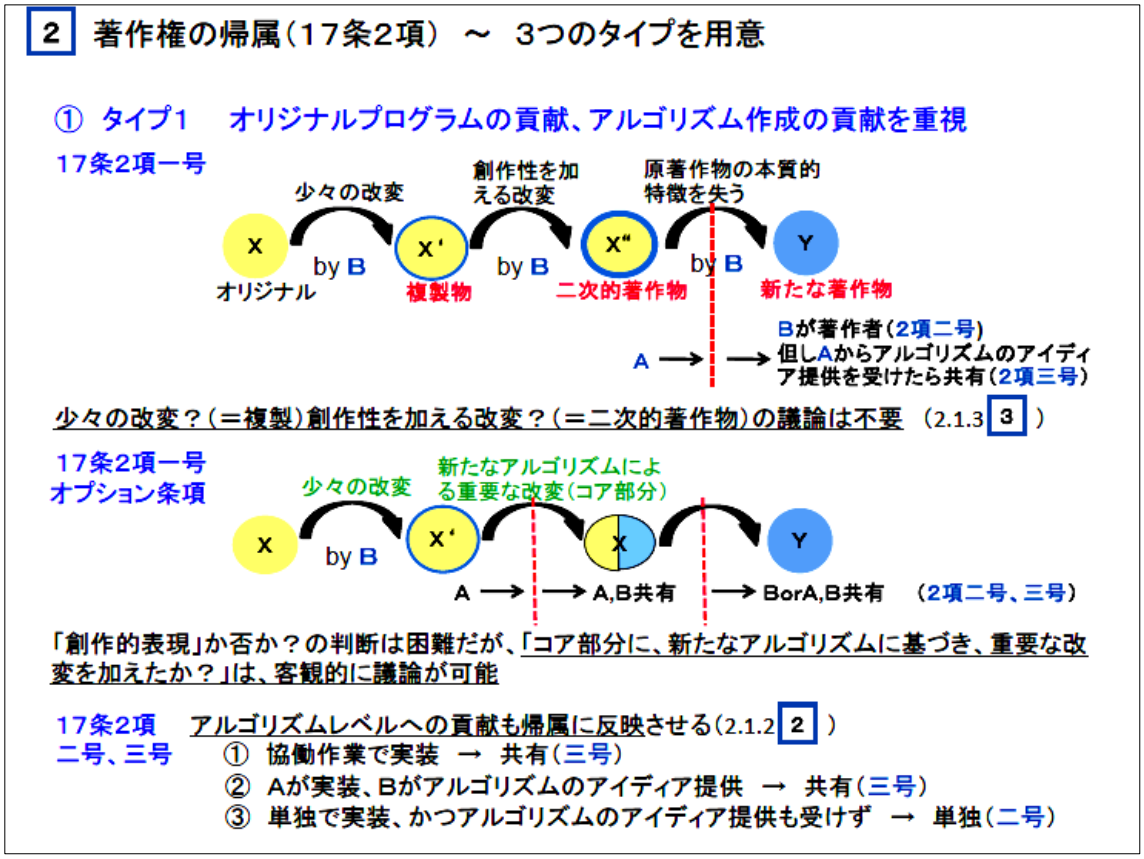

著作権の帰属を決める条項として、３つのタイプを用意した。

１番目のタイプは、オリジナルプログラムの貢献とアルゴリズム作成の貢献、つまり研究での貢献の中で、アルゴリズムレベルでのアイデア提供を行った側の貢献を重視する条文である。

１番目のタイプの 17 条 2 項一号は、オリジナルプログラムがあり、それを基に共同研究を行う場合の、著作権の帰属を決めている。上が原則で、下がオプション条項である。

まず原則でどう考えるかというと、オリジナルプログラムに共同研究で加えた改変が、「少々の改変」であれば「複製物」だから、もともとのＡのもの、「二次的著作物」であればＢのもの、と著作権法では著作権の帰属が分かれる（8~9 頁参照）。しかし 17 条 2 項一号の原則形は、もともとのオリジナル著作物があって、それに改変を加えたものは、基本的にはオリジナル著作物の著作権者にするというものである。

ただしオリジナルのプログラムのソースコードを、抜本的に書き替えて、オリジナルプログラムの本質的な特徴を失ったら、それはもはや「二次的著作物」とは言えない。この場合は、１７条二号か三号かいずれかで、著作権の帰属が決まる。

このように、タイプ１は、オリジナルのプログラムをもとに共同研究をする場合に、複製と二次的著作物の区別の議論を知財担当者が考えなくて済むようにした。

タイプ１の 17 条 2 項一号については、オプション条項も用意した。オリジナル著作物を

大学側が提供している場合もあるし、企業側が提供している場合もあるが、原則形に対しては、それに改変を加えた側が「新たなアルゴリズムによってコア部分に重要な改変を加えた。これらは全く考慮されないのか。帰属に反映されないのか」という不満が出てくる可能性がある。

著作権法における「創作性を加える改変」とは、表現としての創作性であって、機能として優れているかどうかという話ではない。プログラムの場合には、ソースコードを美しくする改変であれば、アルゴリズムは同一であっても、著作権法では「創作性を加えた改変」すなわち翻案にあたり得る。しかし、研究成果の観点からは、重要な貢献とは言い難い。一方で、新たなアルゴリズムによって重要な改変を加えたのかどうかであれば、重要な貢献であり、かつ、客観的に判定可能であるので、そうした改変を加えた場合には、A、Bの共有とするようオプション条項で考慮した（二次的著作物ではなく共有のほうがわかりやすいので、共有とした)。

タイプ1の17条2項二号と三号は、一号に該当しない場合の条文である。オリジナルプログラムを基にした共同研究ではない場合や、オリジナルプログラムはあったが、抜本的に書き替えてしまった場合は、二号または三号で考える。

まず、いずれかに属する研究担当者本人が相手方の研究担当者等との協働によらず、かつ、アルゴリズムに関するアイデアの提供を受けず創作をしたならば、単独とした（二号)。アルゴリズムレベルでのアイデア提供というのも帰属に反映させるようした。条項を作成している段階では当初「アイデア」としていたが、「アイデアというのはいろんなレベルがあって、それらがすべて共有になると広すぎるのではないか」という意見があったので、「アルゴリズムレベルのアイデア」と限定した。

上記以外の場合、すなわち、協働で実装した場合や、どちらかが実装してどちらかがアルゴリズムのアイデアを提供した場合は、共有とした（三号)。

② タイプ2　大学主担当部分は大学単独、企業主担当部分は企業単独、残りは共有
・・・それぞれが作成するプログラム部分を決め、分担して作成する場合に、共有知財の発生を極力抑えるもの

第17条2項
2　研究成果であるプログラムの著作物等の著作権は、著作権法第27条及び第28条の権利も含め、次のとおり甲及び/又は乙に帰属する。
一　別表第一の甲の担当分野に含まれるプログラム著作物等の著作権は、甲の単独所有とし、別表第一の乙の担当分野に含まれるプログラム著作物等の著作権は、乙の単独所有とする。
二　前号以外のプログラム著作物等の著作権は、当該著作物の創作に対する甲乙それぞれの研究担当者等の貢献度を勘案し、甲及び乙の協議により、その帰属及び持分比を決めるものとする。

◆　このタイプの場合、研究分担を記載するとき、それぞれが主担当となって作成するプログラムの部分を明示する。

［例］　別表第1

区分	氏　　名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	※　○○○○ △△△△	○○学部　教授 ○○学部　助教	研究の指導・実施・検証 ◎◎シミュレーションソフトウェアのエンジン部分の開発
乙	※　○○○○ ◎　○○○○	○○部　課長 ○○部　技師	研究の実施・検証 ◎◎シミュレーションソフトウェアのGUI及びデータベースの開発・実装

2 番目のタイプは、「大学主担当部分は大学単独、企業主担当部分は企業単独、残りは共有」とするものである。これはお互いがプログラム部分を分担して作成する場合に、共有知財の発生を極力抑えるというタイプである。このタイプでは、大学側が主担当になっているプログラムに企業側が実装を手伝ってくれた場合も大学単独。企業側を主担当として作っているものに大学側が実装を手伝ったとしても企業単独（17 条 2 項一号）。どちらにも属さない、つまりどちらの分担とも決めかねるようなものができたら、貢献度を勘案して、協議によって決めるとしている（17 条 2 項二号）。

このタイプの共同研究契約は、上の[例]のように、例えば大学側が有しているシミュレーションソフトウェアのエンジン部分のプログラムに、企業側がＧＵＩやデータベースをつけて、顧客向けに提供することを目指して共同研究を行う場合、企業としては顧客向けＧＵＩやデータベースは、企業の事業上のノウハウが詰まっているので、これを共有にはしたくない、一方大学側は、エンジン部分は大学単独にしたい、と互いに共有を極力回避したい場合に向く（企業側はエンジン部分について大学からライセンスを受けて利用する）。

このタイプを選択する場合には、共同研究契約雛形の最後に別表として研究分担の担当を書く欄があるが、上記例のように、それぞれが主担当となって作成するプログラムの部分を明示する必要がある。

③ タイプ3　著作権法の条文に忠実に、ソースコードを書いた側に著作権が帰属するタイプ

第17条2項
２ 研究成果であるプログラムの著作物等の著作権は、次のとおり甲及び/又は乙に帰属する。
一 甲の研究担当者等のみが創作したプログラム著作物等の著作権は、甲の単独所有とし、乙の研究担当者等のみが創作したプログラム著作物等の著作権は、乙の単独所有とする。
二 前号以外のプログラム著作物等の著作権は、甲及び乙の共有とし、当該著作物の創作に対する甲乙それぞれの研究担当者等の貢献度に応じ、甲乙の持分比を甲乙協議の上で定めるものとする。

共有著作権の不自由さ（2.1.1）、研究への貢献が帰属に反映されるか？（2.1.2）「その著作権」が及ぶ外延が不明確（2.1.3 3 ）、といった問題点への配慮はない。

［適用例］ ex. 特許が主体、ソフトウェアは論文の検証用程度
ex. アルゴリズムや仕様策定etc…の貢献を行う側＝実装側
…など。

3 著作権の帰属を確認するタイミング（１７条３項）

タイプ３は著作権法の条文に忠実なタイプで、実装した側に著作権が帰属する。著作権法の条文に忠実なため、企業側にとっては反対しづらい。互いに契約交渉が楽、というメリットはあるだろう。

一方で、共有著作権の不自由さの問題、研究への貢献が必ずしも帰属に反映されない、著作権が及ぶ外延が不明確、といった問題点は解決されてない、というデメリットがある。成果物が出てくる段階で、帰属をめぐって不満が出る可能性があるが、例えば上記［適用例］のような場合であれば特に問題はないと思われる。

なお、いずれのタイプを選択しても、著作権の帰属は、研究が終わった段階で、例えば双方の研究者レベルで確認をする、あるいは大学と企業の間で確認するとした（３項）。

2.2.2. プログラム著作物等の使用・利用

プログラム著作物等の使用・利用

1 単独のプログラム著作物等の使用・利用
特許と同様の扱い（21条[注]、22条4項）

2 共有のプログラム著作物等　無償・自由利用の範囲の合意
① 教育・研究目的での実施（大学）
（21条 [注]地の文は各大学の既存ひな形により様々。赤文字が本研究会で追加した部分）
② 研究のための自己使用目的での使用、複製、改変（企業）
（共有のプログラム著作物等の場合　23条1項）

23条（著作権の実施等）
1 乙は、第28条の秘密保持義務を遵守の上、研究のため自己が使用する目的に限り、甲乙共有の著作物について、無償にて使用、複製及び改変を行うことができる。改変後のプログラム著作物等についても同様とする。

単独のプログラム著作物等の利用、使用については特許と同様の扱いとした。

一方、共有のプログラム著作物等については、相手方の同意がなければ、自己利用さえできないので（6 頁）、無償・自由利用の範囲を合意しておくことにした。

大学側の利用については、既存の雛形に「大学は教育・研究目的で共同研究の成果物を無償で実施できる」のような条項が入っていることが多い（契約雛形 21 条の地の文）。したがってこれにより改変されたプログラム著作物等についても、同様に研究目的で無償で実施できる、とつけ加えておけば足りる（21 条 2 項と 3 項の赤文字部分）。

一方で、企業側については条文がなかった。そのため、今の大学の共同研究契約雛形の下では、企業側は研究目的であっても、全く無償利用ができない状況にある。そこで 23 条 1 項にて、企業側は秘密保持義務を遵守した上で、研究のため自己使用目的で共同著作物を無償で使用・複製・改変できるとした（注）。改変後のプログラム著作物についても同様に研究のため自己使用目的で、無償で使用・複製・改変を認めるとした。

（注）「改変」の語は、翻案（創作性を加える改変）、新規著作物の創作を含んだ語であり、23 条 2 項でも、改変の結果、二次的著作物が生まれたり、新規の著作物が創作されることがあり得ることを想定している。

3 共同研究の成果である共有のプログラム等、及びその改変物（by企業）の独占的実施（23条2項）
この場合、大学は第三者への実施許諾はできない（23条2項、4項）

23条（著作権の実施等）
2 甲乙共有の著作物、及び前項により改変されたプログラム著作物等（以下「改変著作物」という。なお、二次的著作物の範囲までを含み、改変の結果、全く新規の著作物となった物を除く）について、乙が独占的に実施しようとするときは、別に実施契約で定める対価を甲に支払わなければならない。第20条第3項及び第4項は、乙の独占的実施権等の実施期間等について準用される。

4 共有のプログラム著作物等の非独占実施と第三者ライセンス
① 共有のプログラム著作物 and／or その改変物（by企業） を、商用or自己の業務用で非独占実施
② 改変物（by企業）の第三者ライセンス

23条（著作権の実施等）
3 甲乙共有の著作物及び/又は改変著作物を、乙が商用又は自己の業務用で、非独占的に実施しようとするとき、及び改変著作物につき第三者に実施許諾をするときは、共有著作権については共有者の合意によって実施可能となること等に鑑み、乙は別に実施契約で定める対価を甲に支払う。

相手企業の独占的実施については、大学単独のプログラムの独占的実施は 19 条 2 項（地の文）で、共有のプログラムについては、23 条 2 項で定めている。いずれも特許の独占的実施の考え方と一緒である。

ただ、プログラムの場合、研究成果のプログラムを企業が研究目的で改変し（23 条 1 項）、この改変プログラムを企業が独占的に実施したい場合、全く新たな著作物を創作した場合を除き、改変プログラムの利用については改変前のプログラムの著作権者、すなわち大学の同意が必要になる。条文で「改変著作物」を含ませているのは、このような場合を想定しているからである。詳しくは次頁で述べる。

独占的実施を許諾した場合、大学は第三者への実施許諾はできない。

非独占実施については、共有のプログラム著作物やその改変物を商用または自己業務用で非独占実施するとき、あるいは企業が改変したものを、企業が第三者に実施を許諾するときは、共有者の合意がなければできないことになるが、実施契約を結んで対価を払うとした。ライセンスとか業務上利用とかいうことになった時点で、これを決めることにしている（42 頁の「【解説】23 条　甲乙共有の著作物の使用・利用・第三者への実施許諾」を参照。「対価」という文言を入れない場合の 23 条 3 項の文例も、あわせて示した）。

［注］ 23条2項、3項の「改変著作物」とは？ （解説参照）

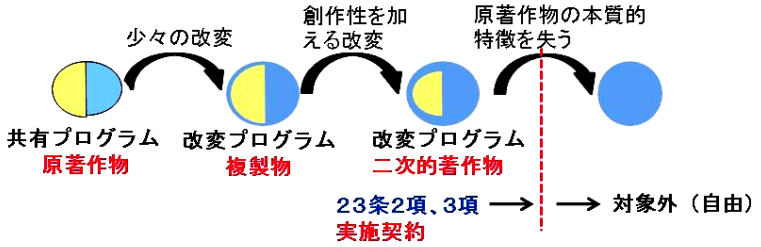

二次的著作物の利用には、原著作物の著作権者の同意が必要（著作権法28条）。→23条2項、3項

③ 非独占実施の場合、共同研究成果の共有のプログラム著作物等について、大学も企業も第三者ライセンスは自由。対価は分配 （23条4項）

23条（著作権の実施等）
4 本条第2項により、乙が甲乙共有の著作物の独占的実施権等を有する場合を除き、甲及び乙は、甲乙共有の著作物について、第三者に対し通常実施権等を許諾することができ、相手方はこれに対し同意しなければならない。また、甲及び乙が第三者から得た対価は甲乙の持分に応じて分配する。

上図で、改変著作物の概念整理をする。共同研究成果の共有プログラムを、企業がちょっと改変した場合、複製物なので著作権者は変わらない。更に創作性を加えると、二次的著作物になる。この場合にはその利用には原著作権者の同意が必要なので、これを企業が利用するときには（共有プログラムの原著作者である）大学の同意が必要になる。非独占的実施の場合、研究段階までは 23 条 1 項で無償で改変できるが、商用・業務上の利用の段階で、実施契約をすることになる（3 項）。しかし「いや、もう全部書き換えました。原著作物の本質的特徴を失いました」ということであれば、これは全く新たな著作物であり、企業は自由に利用することができる（42 頁の「【解説】23 条 2 項、3 項」を参照）。

非独占実施のときには、もともとの共有プログラムについての第三者ライセンスを自由化した。大学も企業も第三者に自由にライセンスできる。これも著作権法の規定では、相手方の同意がないとできないので、共同研究契約で同意することにする。第三者から得られた対価は、著作権の持分に応じて、分配するとしている。

2.2.3. 著作者人格権の行使の制限

著作者人格権の行使の制限

1 著作者人格権とは？

- 公表権、氏名表示権、同一性保持権
- 「著作者」である法人（法人著作の場合）又は個人が有する。
- 譲渡やライセンス不可能

2 法人著作の場合の著作者人格権行使の制限 （24条1項）

3 研究担当者が著作者 → 大学・企業が承継して共有になった場合 （24条2項）
雇用・指揮命令関係にない者

24条（著作者人格権の不行使）
1 甲及び乙は、研究成果であるプログラム著作物等が法人著作であるときは、相手方及び第三者に対し、本契約及び他の契約でその者の実施が認められている範囲内において、著作者人格権を行使しない。
2 甲及び乙は、甲乙共有の著作物が法人著作に当たらないときは、当該著作物を創作した研究担当者等に対し、著作者人格権を行使しないよう措置をとるものとする。

著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権がある（4 章参照）。法人著作の場合は、大学、企業お互いが著作者人格権を持っている。実施が認められているにもかかわらず、例えば著作者人格権に基づいて「改変するな」と主張すると、実施が妨げられることになり、不都合である。そこで実施が認められている範囲では「お互いに著作者人格権を行使することはやめよう」というのが 24 条 1 項である。

問題は、プログラムを法人著作にしない規程を有する大学の場合である（企業の場合もあり得るが、稀であろう）。このような規程の下では、研究担当者が著作者になる。その後大学の研究担当者から大学が著作権を承継し、大学・企業共有の著作物となる。

しかし、著作権は譲渡できるが、著作者人格権は譲渡できないから、著作者人格権は研究担当者に残ったままになる。その研究担当者が著作者人格権を主張すると、改変も何も相手側はできないということになるので、研究担当者が相手方に対して著作者人格権を行使しないよう、「措置」（すなわち何らかの手段）をとることとした。「措置」はいろいろなものがあり得るが、例えば共同研究に入る前に大学側は「企業と大学の共有プログラムを企業が利用するときに、著作者人格権を主張しないでくださいね」ということを研究者に指導することなどが考えられる（24 条 2 項。なお、4 章参照）。

2.2.4. プログラム著作物等が法人帰属とされないとき

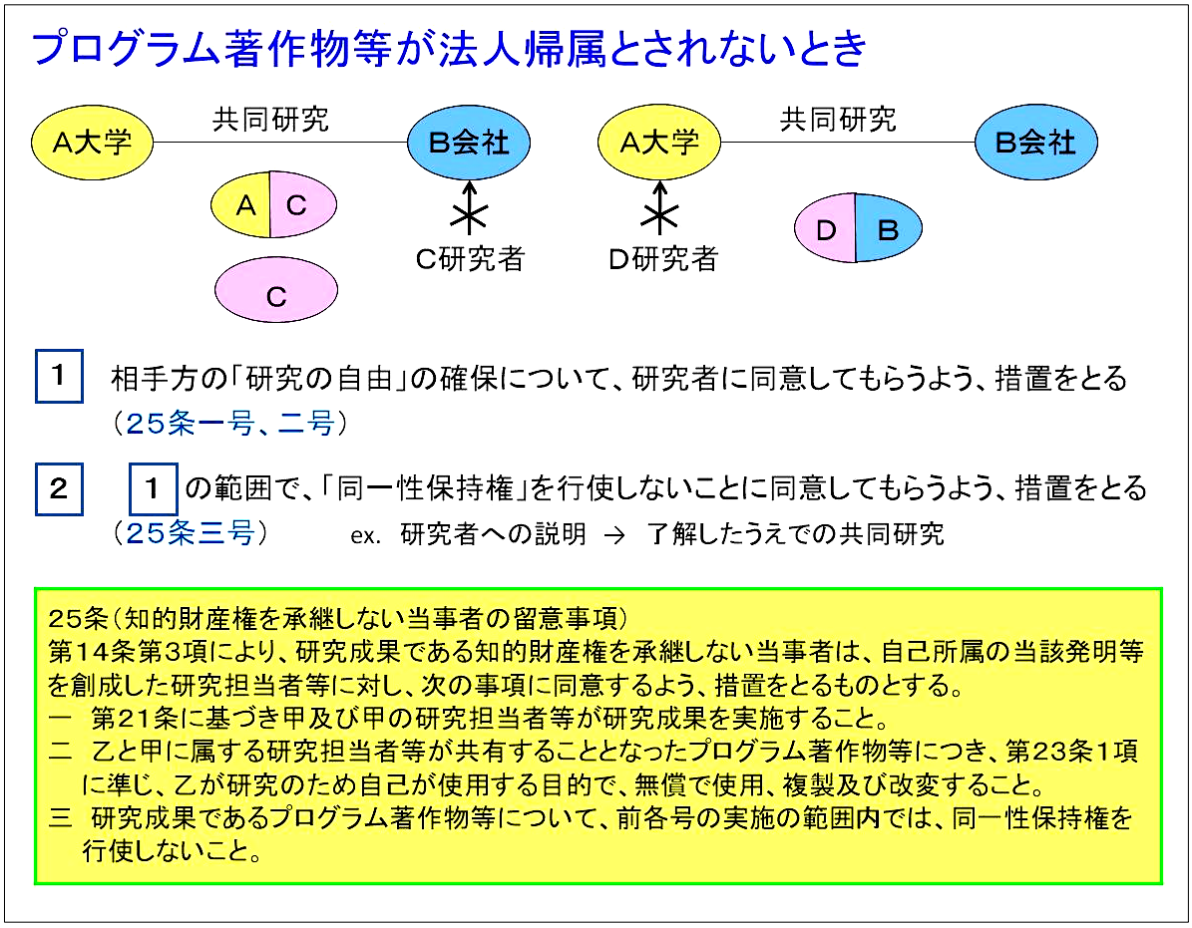

この雛形では、研究成果を一定の範囲で自由に利用することを認めている（大学側について 21 条、企業について 23 条 1 項。21 頁を参照）。

しかし特許権等では、職務発明はまず研究担当者個人に帰属する。プログラム著作物等について、法人著作としない規程を有する大学では、プログラム著作物等についても、まず研究担当者個人に帰属する。これらの場合に、共同研究の成果を承継せず、すなわち機関帰属としないときは、上の図のように、成果に関する権利が研究担当者個人に残ることになる。

共同研究契約は大学と企業の法人間の合意であり、研究担当者は合意に入っていないので、上の図のような場合、21 条や 23 条 1 項の規定が無意味になってしまう。

そこで 25 条は、研究成果である知的財産権を承継しない当事者は、それを創成した研究担当者に対して、一号から三号の事項に同意してもらうよう措置をとる、としている。

一号は 21 条に関する規定で、成果が企業側の研究担当者個人に帰属する場合のもの、二号は 23 条 1 項に関する規定で、プログラム著作物等を、大学の研究者と企業が共有することとなった場合のものである。

また、プログラム著作物等を、法人帰属としない規程を有する大学や企業では、研究担当者が著作者となり、著作者人格権を有する(24 頁)。この場合に機関帰属としないときも、21 条や 23 条 1 項で相手方がプログラム著作物を利用するとき、その利用の範囲内では同一性保持権を主張しないで改変を認めることについて、研究担当者に同意してもらうよう、何らかの手段をとることとしている（25 条三号)。

（なお、前述のとおり、プログラム著作物等について法人帰属としない規程を有する大学や企業で、共有のプログラム著作物について、承継して機関帰属とした場合は、24 条 2 項で研究担当者に著作者人格権の行使を控えてもらうよう何らかの手段をとることとなっている（24 頁)。）

2.3. ソフトウェア著作権を考慮した共同研究契約書雛形

共　同　研　究　契　約　書

●●大学（以下「甲」という。）と〔名前〕（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一　「研究成果」とは、本契約に基づき実施された共同研究（以下「本共同研究」という。）から得られたもので、発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等を含む一切の技術的成果をいう。

二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ　特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願に基づく権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ　著作権法に規定するプログラムの著作物、及び仕様書などプログラムの著作物に付随するドキュメント、ならびにデータベースの著作物（以下「プログラム著作物等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

ホ　研究成果としての有体物である試薬、材料、試料（微生物株、細胞株、核酸、タンパク質、土壌等）、実験動物、試作品等（以下「成果有体物」という。）を使用する権利

２　本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、ノウハウの対象となるものについては案出、並びに成果有体物をいう。

３　本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第３項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法に定める著作物の利用行為及びプログラム著作物を使用する行為、ノウハウの使用及び成果有体物の使用行為を業として行うことをいう。

４　本契約書において「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、必要と認めるときは甲乙協議の上、再実施権付の権利とすることができる。

一　特許法、実用新案法、意匠法に規定する通常実施権、及び商標法に規定する通常使用権

二　半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権

三　種苗法に規定する通常利用権

四　第１条第１項第二号ロに規定する権利の対象となるものについて実施する権利

五　プログラム著作物等に係る著作権について実施する権利

【解説】１条１項二号ハ

二号ハは、共同研究成果である著作物のうち、知的財産権として、この契約により扱われる著作物を規定したものです。研究論文やコンテンツの著作物については、著作物として管理する対象外（大学の規程の対象外）としている大学が、現時点では非常に多いため、この契約の対象となる知的財産権から除外しています。

【解説】１条３項「実施」の定義

著作物の「利用」（著作権法第６３条１項）

＝著作権法２１条から２７条に規定する行為のこと。

プログラム著作物については、次のとおり

・複製　著作権法２条１項１５号、２１条
・自動公衆送信　２条１項９号の４、２３条
・送信可能化（アップロード）　２条１項９号の５、２３条
・複製物の譲渡　２条１項１９号、２６条の２
・複製物の貸与　２条１項１９号、２６条の３
・翻案　２７条

著作物の「使用」については、著作権法は著作権の内容としていません。（著作権法１１３条で著作権を侵害するプログラム著作物の「使用」について、侵害とみなす、と定めるのみ。）このため、著作権法６３条の「利用」に、プログラム著作物の「使用」は含まれない、とする見解が有力です。

この雛形の「実施」の定義は、これを考慮し、プログラム著作物の「利用行為」とは別に「使用行為」を明示的に「実施」に含ませて規定しています。

なお、二次的著作物に対する原著作権者の権利（著作権法２８条）も、著作物の「利用行為」に含まれていません。この雛形では、共有著作物を企業が改変して作成された二次的著作物については、研究目的で使用、複製及び改変が可能とし（２３条１項）、それ以外については、実施契約で定めることとしました。このため、著作権法２８条の権利は、「実施」の定義からは除きました。

六　ノウハウを実施する権利
七　成果有体物について実施する権利
八　外国における本項第一号から第七号の各権利に相当する権利

5　本契約書において「独占的実施権等」とは、通常実施権等のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施許諾できず、当該権利を許諾された者において独占的に実施できる権利をいう。なお、必要と認めるときは甲及び乙が協議の上、再実施許諾権付の権利とすることができる。

6　本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。なお、乙が希望する場合には、再実施許諾権付の権利とすることができる。

一　特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権、種苗法に規定する専用利用権
二　外国における前号に規定する各権利に相当する権利

7　本契約において「出願等」とは、特許権など産業財産権（工業所有権）については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、及び外国における前記各権利に相当する権利の出願（仮出願を含む。）、申請及び登録をいう。

8　本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第１に掲げる者及び本契約第４条第２項に該当する者をいう。「研究代表者」とは、研究担当者のうち本共同研究を統括する者をいう。また、「研究協力者」とは、　本契約の別表第１及び本契約第４条第２項記載以外の者であって、本共同研究に協力する者をいう。

9　本契約において「技術移転機関」とは、甲が指定する機関であって、本共同研究の成果のうち甲及び乙が共有する知的財産権、又は、本共同研究の成果のうち甲が単独で所有する知的財産権について、次の各号により実施の許諾又は譲渡等を行うが、自らは実施しない機関をいう。

一　甲から委託を受けて甲以外の者に実施の許諾又は譲渡を行う。
二　甲が所有する知的財産権の持分の一部又は全部の譲渡を受けたときは、本契約に定める知的財産権に係る権利者としての権利・義務を甲から承継し、甲以外の者に実施の許諾又は知的財産権の譲渡を行う。

（共同研究の題目等）

第２条　甲及び乙は、次の本共同研究を実施するものとする。

(1)　研究題目
(2)　研究目的
(3)　研究内容
(4)　研究分担（別表第１のとおり）
(5)　研究スケジュール
(6)　研究実施場所
(7)　その他

（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は、契約締結日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（共同研究に従事する者）

第４条　甲及び乙は、それぞれ別表第１に掲げる者を本共同研究の研究代表者及び研究担当者として参加させる。

【解説】１条７項

産業財産権、回路配置利用権、育成者権では、出願を契機として帰属及び利用原則が合意されますが、著作権では登録はあまり行われません。

この雛形では、帰属及び利用原則について、産業財産権、回路配置利用権、育成者権と、著作権を、別個に規定する形とし、著作権・著作物の登録については「出願等」から除いています。

【注】この他、条文中に出て来る定義部分については、蛍光ペンで印しています。

【解説】２条

この雛形の別表１は、プログラム著作物の知的財産権の帰属について、第１７条２項でタイプ２を採用するときの、具体例を記載しています。

２　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするとき、又は自己の研究担当者を変更するときは、あらかじめ相手方に書面により通知し同意を得なければならない。
３　甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を契約締結日から企業等共同研究員として受け入れることができる。
４　甲は、甲の研究担当者を乙の研究実施場所において研究を行わせることができる。ただし、この場合は、事前に乙の同意を得なければならない。
５　甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。
６　甲又は乙は、雇用関係のある者であって、研究担当者以外の者を研究協力者として加えるに当たっては、研究協力者となる者に本契約に基づき自らが負う義務と同様の義務を遵守させなければならず、当該研究協力者になる者による義務の履行につき責任を持つものとする。ただし、甲においては甲と雇用関係のない就学中の学部生、大学院生、研究生、研究員等（以下「学生等」という。）を本共同研究に参加させる場合は、甲の研究代表者は当該学生等に本契約を遵守するよう、必要な教育・指導を行う。
７　研究協力者が本共同研究の結果、知的財産権に係る発明等を行った場合の取扱いについては、本契約の知的財産権に係る規定を準用するものとする。

（実績報告書の作成）
第５条　（略）

（ノウハウの指定）
第６条　甲及び乙は、協議の上、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。
２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
３　前項の秘匿すべき期間は、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究経費の負担）
第７条　（略）

（研究経費の納入）
第８条　（略）

（経理）
第９条　（略）

（研究経費により取得した設備等の帰属）
第 10 条　（略）

（施設・設備の提供等）
第 11 条　（略）

（研究の中止又は期間の変更等）
第 12 条　（略）

（研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い）
第 13 条　（略）

（発明等の創成及び権利の承継）
第 14 条　甲及び乙は、自己に所属する研究担当者又は研究協力者（以下併せて「研究担当者等」という。）が本共同研究の実施に伴い発明等を創成した場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否等について協議するものとする。
２　甲及び乙は、自己に所属する研究担当者等に帰属する本共同研究の実施に伴い創成した発明等（甲に所属する研究担当者等と乙に所属する研究担当者等により共同で創成した発明等を含む。）について、それぞれの規則等により、当該発明等を創成した研究担当者等から、当該発明等に係る知的財産権の承継を受けるものとする。
３前項にかかわらず、甲又は乙が、自己に所属する研究担当者等から、当該発明等に係る知的財産権を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとする。

（知的財産権の帰属及び出願等）
第 15 条　甲又は乙はそれぞれ、自己に属する研究担当者等が本共同研究の結果、単独で発明等の創成を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権を単独所有（甲又は乙単独に帰属する知的財産権を以下「甲単独所有の知的財産権」又は「乙単独所有の知的財産権」という。）するものとし、単独で出願等の手続きを行うものとする。ただし、甲単独所有の知的財産権又は乙単独所有の知的財産権の出願等の手続きに先立ち、相手方に対して単独での発明等の創成であることを確認するものとする。
２　甲及び乙は、甲に属する研究担当者等及び乙に属する研究担当者等が本共同研究の実施に伴い共同して発明等の創成を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権を甲及び乙の共有（以下「甲乙共有の知的財産権」という。）とし、甲及び乙の持分を発明等の創成に係る貢献度に応じて協議して定め、共同で出願等の手続を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権の相手方持分を承継したときは、甲又は乙は単独で出願等を行うことができる。
３　前２項にかかわらず、プログラム著作物等の著作権の帰属については、第 17 条で定める。

（外国出願）
第 16 条　前条の規定は、外国における知的財産権の出願等（以下「外国出願」という。）についても適用する。
２　甲及び乙は、外国出願を行うに当たっては、その要否及び対象国等について双方協議の上、行うものとする。

（プログラム著作物等の著作権の帰属）
第 17 条　研究成果であるプログラムの著作物が、複数のプログラム単位に分割されているときは、プログラムの著作権は、各プログラム単位毎に成立するものとする。

２項は帰属を決める条文ですが、次の３タイプのいずれかを選択してください。

【解説】１４条
１４条のような条文は、従来から各大学の雛形にありますが、特許などの他、プログラム著作物等にも適用される条文です。

２項
職務著作（法人著作）は何らの手続を要さず大学有、とする規程を有する大学については、これに該当するプログラム著作物等については承継手続不要、ということになります。

【解説】１７条１項は、著作権が成立する単位、２項は、著作権の帰属を決める原則を、定めています。

１７条１項　著作権が成立する単位
著作権法の考え方では、結合著作物の著作権は、分離して利用可能な部分毎に成立します。１７条１項は、その原則に立っています。
共有著作物には、自己利用についても共有者間の合意が必要、という煩雑さがあります。そのためこの雛形では、結合著作物として分離可能であれば、むやみに全体を共有にしない、という考えを採用しています。
ただ、プログラム著作物において「分離して利用可能な部分」とは何か、について、明確な基準を示す判例はありません。
理論的には、そのソースコード部分で、コンピュータにある処理を実行させることができるモジュール単位、と、一応考えることができます。しかし「モジュール」がどのレベルかを画定するのは煩雑、という意見も考慮し、複数のプログラム単位に分割した形式で実装された場合に、各プログラム単位毎に著作権の帰属を決めることとしました。

タイプ１　オリジナルプログラムの貢献、アルゴリズム作成の貢献を重視するもの

２　研究成果であるプログラムの著作物等の著作権は、著作権法第２７条及び第２８条の権利を含め、次のとおり甲及び/又は乙に帰属する。

一　共同研究開始前から存在していた、甲又は乙が単独で有する著作物（以下「オリジナル著作物」という。）を改変して得られた著作物（二次的著作物を含む）の著作権は、当該オリジナル著作物の著作権者である甲又は乙に帰属する。なお、オリジナル著作物の著作権者が個人であるときは、研究成果である改変後の著作物の著作権は、その者が所属する甲又は乙に帰属するものとする。

二　前号の場合を除き、甲又は乙のいずれかに属する研究担当者等のみが、相手方の研究担当者等との協働によらず、かつアルゴリズムに関するアイディアの提供を受けず、創作したプログラム著作物等の著作権は、当該創作をなした研究担当者等が所属する甲又は乙に帰属するものとする。

三　研究成果物であるプログラム著作物等が、前二号のいずれにも該当しないときは、当該プログラム著作物等の著作権は、甲及び乙の共有とし、当該著作物の創作に対する貢献度に応じて甲乙の持分比を甲乙協議の上で定めるものとする。

【２項一号のオプション条項、これに伴う三号の修正

→オリジナル著作物に他方がアルゴリズムレベルでの改変を加えたとき、その貢献を帰属に反映させるもの

一　共同研究開始前から存在していた、甲又は乙が単独で有する著作物（以下「オリジナル著作物」という。）を改変して得られた著作物（二次的著作物を含む）の著作権は、当該オリジナル著作物の著作権者である甲又は乙に帰属する。なお、オリジナル著作物の著作権者が個人であるときは、研究成果である改変後の著作物の著作権は、その者が所属する甲又は乙に帰属するものとする。但し、いずれの場合においても、相手方がオリジナル著作物に対し、新たなアルゴリズムに基づく重要な改変をプログラムのコア部分に加えたときは、改変後の著作物の著作権は、甲及び乙の共有とする。

二　（変更なし）

三　研究成果物であるプログラム著作物等が、第一号但し書に該当するとき、及び第一号と第二号のいずれにも該当しないときは、当該プログラム著作物等の著作権は、甲及び乙の共有とし、当該著作物の創作に対する甲乙それぞれの研究担当者等の貢献度に応じ、甲乙の持分比を甲乙協議の上で定めるものとする。】

タイプ２　Ａ部分（大学主担当部分）は大学単独、Ｂ部分（企業主担当部分）は企業単独、残りを共有とするタイプ・・・それぞれが作成する部分を決め、分担して作成する場合に、共有の発生を極力抑えるもの

２　研究成果であるプログラムの著作物等の著作権は、著作権法第２７条及び第２８条の権利を含め、次のとおり甲及び/又は乙に帰属する。

一　別表第一の甲の担当分野に含まれるプログラム著作物等の著作権は、甲の単独所有とし、別表第一の乙の担当分野に含まれるプログラム著作物等の著作権は、乙の単独所有とする。

二　前号以外のプログラム著作物等の著作権は、当該著作物の創作に対する甲乙それぞれの研究担当者等の貢献度を勘案し、甲及び乙の協議により、その帰属及び持分比を決めるものとする。

【解説】タイプ１について
大学と企業の共同研究の特性を踏まえ、オリジナルプログラムの貢献と、アルゴリズムのアイディア提供を行った場合の貢献を著作権の帰属に反映させるタイプの条項です。

１７条２項一号は、オリジナルプログラムを基に共同研究を行う場合の著作権の帰属を定めています。
原則形では、少々の改変（複製）や、「翻案」にあたる改変により生まれたプログラム（二次的著作物）の著作権は、オリジナルプログラムの著作権者に帰属します。
オプション条項では、この原則をもととし、但し、甲又は乙のオリジナルプログラムに対し、その相手方がプログラムのコア部分にアルゴリズムレベルでの重要な改変を加えたときは、その改変プログラムは甲乙の共有となります。
二号及び三号は、オリジナルプログラムを基としない共同研究や、オリジナルプログラムを基にしたが、大幅に書き替えてオリジナルプログラムの本質的特徴を失った場合（二次的著作物の域を超えた、新たな著作物の創作）の、著作権の帰属の規定です。

【解説】タイプ２について
この場合、各担当部分について、それぞれが実装を主担当することが想定されます。この雛形の別表１に、タイプ２の場合の担当の記載例を示しました。
タイプ２では、Ａの担当のプログラムの実装を、相手方Ｂが手伝った場合も、著作権はＡにのみ帰属します。したがって、共有部分の発生は少ない、と想定されますので、Ａ担当でもＢ担当でもないプログラムが生まれたときには、帰属を含め、協議して決めることとしています。

【解説】タイプ１、タイプ２と著作権法第２７条、第２８条
タイプ１、タイプ２は、著作権法とは異なる帰属を契約で定めたものです。法律的には、実装した側の著作権を相手方に譲渡する合意を含んでいます。
ところで、著作権法第６１条２項は、著作権の譲渡において、翻案権（著作権法第２７条）及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（同法第２８条）を含むことが明示されていないときは、これらの権利は譲渡の対象とされていないものと推定する、としています。
プログラム著作権の譲渡では、譲受側が翻案することが前提であることが多く、その場合はこの「推定」は認められません。ただ、著作権法２７条や２８条の権利が含まれない、という誤解が生じる余地をゼロにするため、２項本文では「著作権法第２７条及び第２８条の権利を含め」と、注意的に記載しています。

タイプ３　著作権法の条文に忠実に、ソースコードを書いた側に著作権が帰属するタイプ

２　研究成果であるプログラムの著作物等の著作権は、次のとおり甲及び/又は乙に帰属する。
一　甲の研究担当者等のみが創作したプログラム著作物等の著作権は、甲の単独所有とし、乙の研究担当者等のみが創作したプログラム著作物等の著作権は、乙の単独所有とする。
二　前号以外のプログラム著作物等の著作権は、甲及び乙の共有とし、当該著作物の創作に対する甲乙それぞれの研究担当者等の貢献度に応じ、甲乙の持分比を甲乙協議の上で定めるものとする。

３　甲及び乙は実績報告書の作成の頃までに、研究成果物であるプログラム著作物等について、本条第２項によりその著作権の帰属について協議を行い、帰属について相手方から確認を得るものとする。

【14 条３項により、承継しない場合のオプション条項　４項
４　第 14 条第３項により、一方当事者が自己に所属する研究担当者等から、研究成果物であるプログラム著作物等の著作権を承継しないこととなったときは、相手方当事者は、当該プログラム著作物等の著作権の帰属及び取扱いについて、当該研究担当者等との協議により定めるものとする。】

（プログラム著作物等の登録）
第 18 条　前条第２項第【三→タイプ１のとき】【二→タイプ２、３のとき】号により、甲及び乙が共有するプログラム著作物等（以下「甲乙共有の著作物」という。）については、甲及び乙は共同して著作物及び著作権の登録を行うことができる。登録に要する費用は、甲及び乙の協議により定める。

（出願等に係る甲単独所有の知的財産権の取扱い・出願等費用）
第 19 条　甲及び乙は、第 15 条第１項の規定により甲単独所有の知的財産権に係る出願等を単独で行うときは甲乙協議の上、以下の少なくとも一つを出願前に選択し合意するものとする。ただし、以下の第一号から第四号の場合は、乙が出願等及び権利保全の手続に要する費用（以下「出願等費用」という。）を負担し、第五号の場合は、甲が出願等費用を負担するものとする。
一　甲は、乙に有償で譲渡する。
二　乙が独占的に実施することを表明する。
三　乙が非独占的に実施することを表明する。
四　乙が独占的実施等の判断を検討する期間（以下「優先交渉期間」といい、当該期間中に乙が獲得する権利を以下「優先交渉権」という。）を設定する。本期間は出願後 18 ヶ月を上限とし、この期間中は、甲は乙以外の者に実施許諾しない。この場合には、乙は優先交渉期間に応じた優先交渉権行使の費用を支払う。
五　前記第一号から第四号以外の場合は、甲は出願等の可否を自らの判断で行い、出願したときには出願後に甲自ら又は技術移転機関を通して第三者への実施許諾又は譲渡の活動を行う。
２　前項第二号の規定に従い、甲単独所有の知的財産権について乙から独占的実施権等又は専用実施権等の申し入れがあった場合には、当該知的財産権に係る出願等をした時（知的財産権が

【解説】タイプ３について

このタイプは著作権法に忠実ですので、ソースコードを書いた（実装した）側に、著作権が帰属します。アルゴリズムレベルでの貢献や仕様策定などの貢献は、考慮されませんので、注意して下さい。

例えば、組み込みプログラムの作成に関する共同研究で、企業側がハードウェア仕様情報を提供し、大学側が組み込みソフトウェアを実装するときは、実装した大学側に著作権が帰属することになります。

【解説】１７条３項について

著作権の場合、特許「出願」のように、帰属を確認（共有か単独か）する契機がありません。研究会で検討した結果、共有の場合を含め、研究終了の都度、帰属を確認し合うほうがよい、との結論となりました。確認の方法は、甲乙の研究者間で確認作業をする簡易な方法も、甲乙の機関間の合意書を取り交わす方法も、想定されます。

【注・１９条は、単独所有の知財の取り決めですが、特許など出願に係る知財に関する条文です（著作権は除く）。】

ノウハウに該当するときは、起算点を別途協議する。）から 10 年間を限度として、乙に対して独占的実施権等の許諾又は専用実施権等の設定を行うものとする。

3　甲は、乙から前項に規定する独占的実施権等又は専用実施権等の期間（以下「実施期間」という。）を延長したい旨の申し出があった場合には、合理的な理由の無い限りこれを拒絶せず、甲乙協議の上、実施期間を延長するものとする。

4　第２項にかかわらず、乙が出願後３年以内に甲単独所有の知的財産権を実施せず又は具体的な実施計画を提示しないとき、又は独占的実施権等の許諾又は専用実施権等の設定をしたことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、甲は乙に対し書面で通知し、乙と協議を行うものとする。協議によって事態が改善されないときは、甲は独占的実施権等の許諾又は専用実施権等の設定を取り消し、第三者に許諾できるものとする。

（甲乙共有の知的財産権の取扱い･出願等費用）

第 20 条　甲及び乙は、第 15 条第２項の規定により甲乙共有の知的財産権に係る出願等を共同で行うときは甲乙協議の上、以下のうち一つを選択し、共同出願契約においていずれかが適用されるかを定めるものとする。ただし、出願等費用は、乙又は乙の指定する者が負担するものとする。

一　甲は、自己の持分を乙に有償で譲渡する。

二　乙が独占的に実施することを表明する。

三　乙が非独占的に実施することを表明する。この場合、乙は、出願後の甲による第三者への甲持分の譲渡又は通常実施権等の許諾に同意する。

四　甲乙間で優先交渉期間を設定する。本期間は出願後 18 ヶ月を上限とし、この期間中は、甲は第三者に実施許諾しない。この場合には、乙は優先交渉期間に応じた優先交渉権行使の費用を支払う。

2　甲は、前項第二号の規定に従い、乙から甲乙共有の知的財産権について独占的実施権等の許諾又は専用実施権等の設定の申し入れがあった場合には、当該知的財産権に係る出願等をした時（知的財産権がノウハウに該当するときは、起算点を別途協議する。）から 10 年間を限度として当該実施権等の許諾又は設定を行うものとする。

3　甲は、乙から前項に規定する「実施期間」を延長したい旨の申し出があった場合には、合理的な理由の無い限りこれをに拒絶せず、甲乙協議の上、実施期間を延長するものとする。

4　第２項にかかわらず、乙が出願後３年以内に甲乙共有の知的財産権を実施せず又は具体的な実施計画を提示しないとき、又は独占的実施権等の許諾又は専用実施権等の設定をしたことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、甲は乙に対し書面で通知し、乙と協議を行うものとする。協議によって事態が改善されないときは、甲は独占的実施権等の許諾又は専用実施権等の設定を取り消し、第三者に許諾できるものとする。

5　甲乙共有の著作物の取り扱いについては、第 23 条で定める。

（研究目的等での甲の実施）

第 21 条　甲は､研究成果を､第６条のノウハウ秘匿義務及び第 28 条の秘密保持義務を遵守の上、甲が行う教育及び研究活動のため、無償で実施することができるものとする。実施の結果、改変されたプログラム著作物等についても同様とする。

2　甲に属する研究担当者等は、甲の所属を離れた場合であっても、研究成果を教育及び研究の目的に限り、将来において所属する研究室（非営利研究機関に限る。）で実施することができるものとする。実施の結果、改変されたプログラム著作物等についても同様とする。

【注・２０条は、共有の知財の取り決めですが、特許など出願に係る知財に関する条文です（著作権は除く）。】

【解説】２１条

２１条のような条文は、教育研究機関である大学の特性に鑑み、従来から大学の雛形に入っていることが多いのですが、無償実施の範囲は、大学雛形ごとに異なっています。特許等にも共通の条文ですので、あえて著作権独自の条文とせず、著作権に配慮した修正を加えました。
なお企業側から、２３条１項と比較し、大学の場合は使用、複製、改変にとどまらない「実施」ができるのは、広すぎる、との意見が出ました。しかし、大学は学生向けに複製物の譲渡を行ったり学内でアップロードすることがあるため、「実施」のままとすることになりました。

（実施料等の対価）

第 22 条　甲単独所有の知的財産権を乙が実施しようとするときは、別に実施契約で定める対価を甲に支払わなければならない。

２　甲単独所有の知的財産権又は甲乙共有の知的財産権の甲の持分について、乙が甲から譲受けようとする場合は、別に譲渡契約書において定める対価を甲へ支払わなければならない。

３　甲乙共有の知的財産権に係る発明等を乙が実施しようとする場合は、甲乙協議の上、共同出願契約において以下のいずれかが適用されるかを定めるものとする。

一　第 20 条第１項第二号に従って、乙が独占的に実施しようとするときは、乙は別に実施契約で定める対価を甲に支払わなければならない。

二　第 20 条第１項第三号に従って、乙が出願等費用を負担する場合、乙は対価を支払うことなく発明等を非独占的に実施することができる。この場合において、甲は出願後に第三者に対して甲の持分を譲渡すること及び通常実施権等を許諾することができ、乙はこれに対し同意しなければならない。また、甲及び乙が第三者から得た対価は甲乙の持分に応じて分配する。なお、甲及び乙は当該譲渡又は実施許諾の交渉･手続に要した費用（甲の指定する技術移転機関に支払う報酬も含む。）を控除できるものとする。

４　甲乙共有の著作物の取り扱いについては、第 23 条で定めるところによる。なお、甲単独で著作権を有するプログラム著作物等を乙が実施するときは、本条第１項が、甲から乙への著作権又は著作権持分の譲渡については、本条第２項が、それぞれ適用されるものとする。

（著作権の実施等）

第 23 条　乙は、第 28 条の秘密保持義務を遵守の上、研究のため自己が使用する目的に限り、甲乙共有の著作物について、無償にて使用、複製及び改変を行うことができる。改変後のプログラム著作物等についても同様とする。

２　甲乙共有の著作物、及び前項により改変されたプログラム著作物等（以下「改変著作物」という。なお、二次的著作物の範囲までを含み、改変の結果、全く新規の著作物となった物を除く）について、乙が独占的に実施しようとするときは、別に実施契約で定める対価を甲に支払わなければならない。第 20 条第３項及び第４項は、乙の独占的実施権等の実施期間等について準用される。

３　甲乙共有の著作物及び/又は改変著作物を、乙が商用又は自己の業務用で、非独占的に実施しようとするとき、及び改変著作物につき第三者に実施許諾をするときは、共有著作権については共有者の合意によって実施可能となること等に鑑み、乙は別に実施契約で定める対価を甲に支払う。

４　本条第２項により、乙が甲乙共有の著作物の独占的実施権等を有する場合を除き、甲及び乙は、甲乙共有の著作物について、第三者に対し通常実施権等を許諾することができ、相手方はこれに対し同意しなければならない。また、甲及び乙が第三者から得た対価は甲乙の持分に応じて分配する。

【オプション条項

５　第２項及び第３項の対価は、商業利用又は業務上利用可能とする改変のため乙が投じる資源の負担の程度、甲乙共有の著作物であるプログラムのコア部分の保持の程度等を考慮し、甲乙合意の上決定するものとする。】

（著作者人格権の不行使）

第 24 条　甲及び乙は、研究成果であるプログラム著作物等が法人著作であるときは、相手方及び第三者に対し、本契約及び他の契約でその者の実施が認められている範囲内において、著作

【解説】２３条　甲乙共有の著作物の使用・利用・第三者への実施許諾

（１）無償・自由利用の範囲

①教育・研究目的での実施（大学）　２１条を参照

②研究のための自己使用目的での使用、複製、改変（企業）　２３条１項

（２）共有著作物、及びこれを企業が改変した著作物を、企業が独占実施する場合　２３条２項

この場合、大学は第三者への実施許諾はできない　２３条２項、４項

（３）共有著作物及び/又はこれを企業が改変した著作物を、企業が商用又は自己の業務用で、非独占実施する場合　２３条３項

（４）共有著作物を企業が改変した著作物を、企業が第三者に実施許諾する場合　２３条３項

（５）共有著作物を、大学又は企業が第三者に実施許諾する場合　２３条４項

なお、共有著作物を、大学が改変し、これを第三者に許諾する、というケースについては、そのような例は非常に少ないと考えられることから、共同研究契約には定めず、個別に企業と合意することとしました。

なお、この雛形の２１条のように、大学側は、共同研究の成果である企業単独有となるプログラムを、教育・研究目的で無償・自由利用することができる、となっている場合、相手方企業から、２３条１項もバランス上、企業側も大学単独有となるプログラムを、研究のための自己使用目的で無償使用・複製・改変できるようにすべき、との要望が出てくることもあるか、と思われます。この要望に応じる場合の条文例を示します。

第 23 条１項変更例（下線部追加）

乙は、第 28 条の秘密保持義務を遵守の上、研究のため自己が使用する目的に限り、研究成果である甲単独で著作権を有するプログラム著作物等及び甲乙共有の著作物について、無償にて使用、複製及び改変を行うことができる。改変後のプログラム著作物等についても同様とする。

また３項については、企業側が、共同研究契約書の段階で対価の支払の明示をうたうことに難色を示すことも考えられます。この要望に応じる場合の条文例を示します。なお、共有著作権の場合は、共有者の合意（＝実施契約）がない限り自己利用ができないことには変わりはありません。

第 23 条３項変更例（下線部が変更個所）

甲乙共有の著作物及び/又は改変著作物を、乙が商用又は自己の業務用で、非独占的に実施しようとするとき、及び改変著作物につき第三者に実施許諾をするときは、共有著作権については共有者の合意によって実施可能となること等に鑑み、実施契約でその条件等を定める。

【解説】２３条２項、３項

「改変」とは、ソースコードに加えた変更、という意味なので、少々の改変は「複製」にすぎず、改変を加えた側に著作権は生じません。

新たに創作性を加え「二次的著作物」を生じた改変は「翻案」となります。この場合、原著作物の著作権者は二次的著作物に対して権利を及ぼすことができ、その利用には大学の同意が必要となります。

以上の「複製」にすぎない改変と、「二次的著作物」を生んだ（＝翻案である）改変を想定し、これらの改変を加えた著作物を企業が利用する場合は、２３条２項、３項で大学と実施契約を結ぶこととなります（２３条１項の利用範囲は除きます）。

しかし、企業の改変の結果、甲乙共有の著作物（原著作物）の本質的特徴を含まなくなってしまうことがあります。この場合、生まれた著作物は二次的著作物ではなく、全く新たな著作物となります。これには、原著作物の著作権者は権利を及ぼすことはできませんので、企業は実施契約を結ばず、自由に利用ができることとなります。

者人格権を行使しない。
２　甲及び乙は、甲乙共有の著作物が法人著作に当たらないときは、当該著作物を創作した研究担当者等に対し、著作者人格権を行使しないよう措置をとるものとする。

（知的財産権を承継しない当事者の留意事項）
第 25 条　第 14 条第３項により、研究成果である知的財産権を承継しない当事者は、自己所属の当該発明等を創成した研究担当者等に対し、次の事項に同意するよう、措置をとるものとする。
一　第 21 条に基づき甲及び甲の研究担当者等が研究成果を実施すること。
二　乙と甲に属する研究担当者等が共有することとなったプログラム著作物等につき、第 23 条１項に準じ、乙が研究のため自己が使用する目的で、無償で使用、複製及び改変すること。
三　研究成果であるプログラム著作物等について、前各号の実施の範囲内では、同一性保持権を行使しないこと。

（個人情報の取扱い）
第 26 条　（略）

（技術移転機関の利用及び秘密情報の提供）
第 27 条　甲乙共有の知的財産権につき、甲がその持分を第三者へ許諾又は譲渡することに乙が同意する場合は、甲は技術移転機関に当該許諾又は譲渡の業務を委託することができる。
２　甲乙共有の知的財産権につき、甲が前項の業務を技術移転機関に委託した場合は、甲は当該技術移転機関に対し、甲が当該知的財産権に係る権利者として負う本契約に定める権利・義務を、甲に代わり履行するよう、義務づけるものとする。
３　甲は、当該技術移転機関に対して秘密情報・研究成果等の開示又は提供を行う場合は、当該技術移転機関に対し、本契約において自己が負うものと同等の秘密保持義務を課すものとする。

（秘密の保持）
第 28 条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）について、研究担当者等、甲及び乙の役員及び知る必要のある最低限の従業員･教員･職員（以下「研究関係者」という。）以外に開示・漏洩してはならない。秘密情報が、口頭又は視覚により開示されるときは、開示時点で秘密である旨を明確にし、開示後 30 日以内に、開示当事者が書面で相手方に対し通知するものとする。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究関係者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究関係者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
四　正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
五　開示を受け又は知得した情報を利用せず独自に開発・取得したことを証明できる情報
六　書面により事前の相手方の同意を得たもの
２　甲及び乙は、前項で定める秘密情報（第１項ただし書に掲げるものを除く。）を本共同研究及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得たときはこの限りではない。

【解説】２５条
共同研究の成果を職務著作（法人著作）とせず、承継しない場合がある、との規程を有する大学の場合、大学が承継しないと、共有著作物の著作権は大学の研究者と企業が有することになります。二号は、この場合、せめて２３条１項の範囲で企業が利用することを、大学の研究者が認めるよう、大学が何らかの手段を講じよう、というものです。

３　前２項に定める開示・漏洩及び使用の禁止の有効期間は、本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表等）

第 29 条　甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し 12 ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第 28 条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができる。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができる。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウは第 6 条第 3 項に規定する秘匿期間の間、開示してはならない。

２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の 30 日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後 15 日以内に発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　第２項に定める相手方に通知しなければならない期間は、第 28 条第３項に規定する秘密保持期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

５　第２項及び第３項に規定する通知は、甲及び乙の研究代表者間の通知をもって足りるものとする。

（契約の解除）

第 30 条　（略）

（損害賠償）

第 31 条　（略）

（契約の有効期間）

第 32 条　本契約の有効期間は、第３条に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第５条、第６条、第 13 条から第 24 条、第 26 条から第 29 条、第 31 条及び第 34 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第 33 条　（略）

（紛争の解決、準拠法及び裁判管轄）

第 34 条　（略）

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、1 通を保管するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）［住　所］

●●大学○○○長　　〔氏　　名〕印

（乙）〔住　所〕

〔氏　　名〕印

別表第１

区分	氏　　名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	※　○　○　○　○ △　△　△　△	○ ○学部　教授 ○ ○学部　助教	研究の指導・実施・検証 ◎◎シミュレーションソフトウェアのエンジン部分の開発
乙	※　○　○　○　○ ◎　○　○　○　○	○ ○部　課長 ○ ○部　技師	研究の実施・検証 ◎◎シミュレーションソフトウェアのＧＵＩ及びデータベースの開発・実装

（別表２以下省略）

【解説】別表第１

１７条２項で、タイプ２を採用した場合の記載例です。

「本研究の役割」欄に、大まかな役割分担の記載に加え、それぞれが主担当となって作成するプログラムの部分を明示するようにします。

3. 大学における著作権の取り扱い

本章では、主にソフトウェアを中心に大学における著作権の取り扱いについて記述する。大学の研究者にとって、論文や書籍の著作権はなじみがあると思われるが、ソフトウェアの著作権はあまりなじみがないと思われる。3.1 節では、大学でどのような種類の著作物が生み出され、その著作権の帰属や活用形態がどうなっているかについて簡単に説明する。3.2 節は、筆者が過去にソフトウェアを開発している研究者にお会いして、研究室におけるソフトウェア開発の現状や課題などをヒアリングした結果をまとめたものである。当然研究室によって抱えている課題はさまざまであるが、ある程度共通の課題をいくつかピックアップして記載した。3.3 節は、同じく筆者がソフトウェア技術移転全般について、12 の海外大学と 9 の国内大学にヒアリング調査をした結果をもとに、特にソフトウェアの活用に焦点をあててまとめたものである。著作権研究会では、共同研究契約雛形の著作権に関する条項を作成する際に、著作権に関する大学特有の背景と課題について、多くの議論を行った。そこでの議論をいくつかのトッピックスに分類して、大学で実際に起きた事例やその対応などを交えながら、技術移転を進める上で注意すべき点を 3.4 節に解説した。

3.1. 大学で創作される著作物の種類

大学では、さまざまな著作物が日々創作されている。各々の著作物ごとに、大学での著作権の帰属や活用形態は異なる。表 3-1 に、大学で創作される著作物の種類を記載する。なお、ソフトウェアという用語は、狭義にはコンピュータプログラムとほぼ同じ意味で、また、広義にはコンピュータが扱うプログラム以外のデータを含むが、以下の節ではこの広義の意味でのソフトウェアという用語を用いることにする。

表 3-1 大学で創作される著作物の種類

	言語の著作物	デジタルコンテンツ	データベース	コンピュータプログラム
例	教科書、講義資料、論文、著書、報告書、入試問題	講義映像・資料、映画、音楽、アニメ、写真、CG	遺伝子情報、言語	シミュレーション・解析ソフト、音声・画像処理、バイオインフォマティクス、サーチエンジン、自然言語処理、インターフェース、組み込みソフト、製造プロセス管理ソフト
学内規則における著作権の帰属	入試問題以外は、個人帰属の大学がほとんど	大学によって著作権の帰属は異なる		
改変の有無と改変者	原則なし	改変する場合あり （改変は原著作者、または、許諾を受けた第三者）	原則改変を伴う （研究室の研究者や学生等がデータを収集して更新）	原則改変を伴う （改変は原著作者、または許諾を受けた第三者）
実演の有無	なし	あり	なし	なし

3.2. 研究室でのソフトウェア開発の現状と課題

3.2.1. ソフトウェア開発に対する評価

現状ではソフトウェアを開発しても、技術移転となると、実用化、使い勝手の整備、ドキュメントの作成、メンテナンス、サポート等の研究業績としては評価されない業務が発生する。一部の研究者はそれでも開発したソフトウェアが社会で活用されることに意義を感じ、積極的にライセンス活動に関与し、自らコンソーシアムを結成しユーザ確保に努めている。しかし多くの研究者は上記理由により、研究目的ではソフトウェアを開発しても、なかなかソフトウェアの技術移転まで踏み込めないのが現状であろう。

例えば、ソフトウェアのうちデータベースに関しては、データを更新するメンテナンスが、重要ではあるが評価されにくい状況にある。データベースのメンテナンスを重要視する観点から、査読つきのバイオ分野の雑誌が年 1 回バイオのデータベースに関する特集号を発行し、データベースを開発している研究者が論文を投稿し評価を受けている事例がある。ソフトウェア開発に対する研究者のインセンティブを確保するためには、こうした取り組みを他の研究分野にも広げるか、大学がソフトウェア開発を業績として評価する必要があるのではないだろうか。

3.2.2. ソフトウェアの継続的な開発

ソフトウェアを開発する研究スタイルには、2 つのタイプが存在する。流行のテーマに飛びついてアイデアを出し、比較的小規模のソフトウェアを開発して論文を書き、それが終わると次のテーマに飛びついてまた論文を書くというスタイル（狩猟民族型）と、一つのテーマを代々研究し、ソフトウェアも継承されるというスタイル（農耕民族型）である。

前者の場合、個別テーマごとに学生一人がソフトウェアを開発する。関連するテーマのソフトウェアが過去にあっても、小規模のソフトウェアなら解読するより自分で開発したほうが早いので、学生の数だけソフトウェアが開発され、卒業とともに死蔵される。教員の中には、自らがソフトウェアを開発し、論文を書いた後にこのソフトウェアを担いで実用化開発する企業が現れたら、ソース、技術、ノウハウを提供して技術移転を終了するというタイプの方もいるようである。

後者の場合でも、技術の継承がうまくいかず、学生の卒業とともにメンテナンスが出来なくなり死蔵するケースが数多く存在する。そのため研究室の技術を継承するために、学生の在籍期間が重なるように担当する学生を選択する研究室や、卒業時にはマニュアル整備を義務付けている研究室もある。ただしテーマの内容が高度な場合には、学生に説明して開発してもらっても、ある程度のレベルまで達した頃に卒業してしまうため、結果として先生が一人で開発した方がずっと効率がいいという場合も存在する。また、代々研究室で学生が開発したソフトウェアを技術移転しようとして、誰が開発したか著作者が特定できずライセンスに支障をきたすケースが、現実に存在する。よって、研究者、学生がソフトウェアを代々開発する研究室では、誰が、いつ、どのように変更したかといった変更履

歴を記録する、Subversion や CVS などのバージョン管理システムの導入を推奨したい。

3.2.3. ソフトウェアのライセンス

研究室で日々数多くのソフトウェアが開発されているが、機能改良、テスト、デバックがある程度行われた一部のソフトウェアのみが第三者にライセンスされている。ライセンスされているソフトウェアの内、更に一部のソフトウェアは技術移転機関などを通して有償でライセンスされているが、それ以外は主に研究室の HP から非営利目的に限定（営利目的は相談）して無償でライセンスしているか、SourceForge などのリポジトリからオープンソースとしてライセンスしている事例が多い。なお、いくつかのソフトウェアは、無償版（オープンソース、アカデミックユース）と有償版の 2 本立てでライセンスを実施している例がある（デュアルライセンス）。その場合の無償版の役割としては、

- ✓ アカデミックユースに限定して、研究者が無料で利用できる代わりにバグレポートを義務付けている。
- ✓ 市場テスト、信頼性を担保するためにテストを行ってもらっている。

など、無償で利用を許諾する代わりに開発の一部を担ってもらうことを期待しているようである。また、無償版と有償版の機能を比較すると、まったく同一な場合もあれば、有償版のほうが GUI などの使い勝手を充実させている場合もあり、ソフトウェアによって様々である。

ソフトウェアをライセンスすると、ユーザからのサポート、メンテナンスへの対応が発生する。ソフトウェアの操作、利用がそれほど困難でないソフトウェアは、研究者が手の空いている時に、その対応を行っているようである。また、ビジネスとして成立しうるソフトウェアは、ベンダーと連携してベンダーが有償版を販売し、サービス提供を行っている例がある。

問題は、ソフトウェアの利用にある程度の熟練が必要であり、かつ、ビジネスとして成立するほどユーザが確保されていないソフトウェアのサポート、メンテナンスをどうすべきか、ということである。こうしたソフトウェアの多くは、3.3.1 節で記すように実用化のレベルまではまだ到達しておらず、企業の研究開発で研究ツールとして利用されるレベルのものがほとんどであろう。そのため、学会での発表や、研究室の HP、外部機関のリポジトリもしくは（大学が保有していれば）大学のリポジトリを通してソフトウェアの情報発信を行い、共同研究を獲得し、その中でソフトウェアの機能拡張、共同研究先の企業へのサポート、メンテナンスを行うべきかと思う。

なお、研究室の HP やリポジトリでソフトウェアを公開する際に注意すべきことは、HP やリポジトリにはソフトウェア、マニュアルだけでなく、ソフトウェアのデモ、出力結果（画像、動画等）、競合となるソフトウェアとの性能比較などが掲載されていると、ソフトウェアを短期間で評価することができ、ユーザ確保に役立つ。マニュアルを読みソフトウェアを実際に自分で動かしてみないとソフトウェアを評価できないとなると、忙しい企業

の研究者は手を出すことが出来ない。これらのソフトウェアに関する情報・データは、学会発表等で研究成果を発表する際に作成する機会が多いと思われるので、こうした情報も合わせて掲載することはユーザ獲得に非常に効果的である。

3.3. 大学で創作されるソフトウェアの活用形態

大学で創作されるソフトウェアを４つの活用形態で分類する（表 3-2 参照）。各々の活用形態におけるソフトウェアの開発や活用上の特徴、海外・国内大学において企業にライセンスされたソフトウェアの事例を紹介する（参考文献(1)、(2)のヒアリング調査等より）。

下記事例では、共同研究を経ず単独の著作権が大学から企業へライセンスされた事例も含まれている。なお、画像処理、画像解析、サーチエンジン、自然言語処理、コンテンツ配信、ナノ材料・デバイス設計シミュレーション、医療画像ソフトウェアには、複数の事例が存在する。また掲載した事例は、契約が存在するいわば「大学が把握している事例」であり、実際は共同研究等を通して、契約なしに研究室から企業へライセンスされているソフトウェア（主に「研究開発で利用」に属するソフトウェア）が多数あると思われる。よって当然であるが、事例に掲載されているソフトウェアが、実際に大学で創作されているソフトウェアの傾向を示すわけではない。

表 3-2　大学で創作されるソフトウェアの分類

利用分類	共同研究先の企業	利用方法
研究開発で利用	ユーザ企業	ユーザ企業が研究開発に利用。 ⇒　ユーザ企業を十分確保できたら、ベンチャー、ベンダーによる販売・サービス提供も可能。
ハードウェアで利用	ユーザ企業	ハードウェアに組み込み or ハードウェアとセットで製品化。
社内業務で利用	ユーザ企業	ユーザ企業の社内で業務利用。
販売・サービス提供で利用	ベンチャー ベンダー	カスタマイズ or 企業所有のソフトに組み込み、販売・サービス提供。 大学がエンドユーザに直接販売とサービスを提供している事例もあり。

3.3.1. 研究開発で利用

（１）特徴

- 企業で研究開発を行う際、研究ツールとして利用。
- 通常、大学の研究者がユーザとなる企業のニーズを把握することは困難である。秘密保持の条項が盛り込まれた契約を交わし、共同研究やコンソーシアムなどを通して企業のニーズを取り込み研究開発することが、研究ツールレベルのソフトウェアを実用化し、商品化可能なレベルまで引き上げるために不可欠。
- 図 3-1(1),(2)で示すように、大学で開発したソフトウェアのファーストユーザは、大企業の研究開発部署となる。

- 有望なソフトウェアは、企業からのフィードバックが必ず期待でき、それが新たな研究テーマとなり、共同研究が継続される。非競争領域のソフトウェアの場合、コンソーシアムを形成して開発を加速することも考えられる。
- 大学でよく開発されているシミュレーションのソフトウェアを例に取ると、共同研究のステージでの開発内容は、シミュレーションのモデルを企業の現実の課題に適合させるためのモデルの改良や新たなモデルの考案にあたる。
- 企業が共同研究を通して大学のソフトウェアを利用する動機は、ソフトウェアの使用を通して企業が抱える課題を解決するための「知恵」が欲しい、市販のソフトウェアでは中身が見えないので出力結果の評価が出来ない、などが挙げられる。
- ファーストユーザである企業でソフトウェアの実証が得られると、それを見て 2 番手の企業が利用することになり、ソフトウェアのコミュニティ（＝将来の市場）が形成される。この段階までの共同研究に伴うライセンス契約は、将来商品化の妨げにならないよう権利処理することが目的であり、共同研究による研究開発が継続できるよう、契約交渉には注意が必要である。
- コミュニティの企業、つまり将来の顧客の顔が見えると、商品化を行うリスクが低減されるため、研究者が立ち上げたベンチャーや既存のベンダーが商品化を行い、販売・サービス提供を行う。
- 企業の抱える現実の課題を解決できるレベルまで機能を向上させるためには、長期の開発を要する（商品化まで 5 年から 20 年程度）。
- この育成プロセスを経ずに（企業のニーズを取り込むことなく）、大学のソフトウェアを直接商品化しようとすると、いわゆる死の谷に直面しうまくいかない。

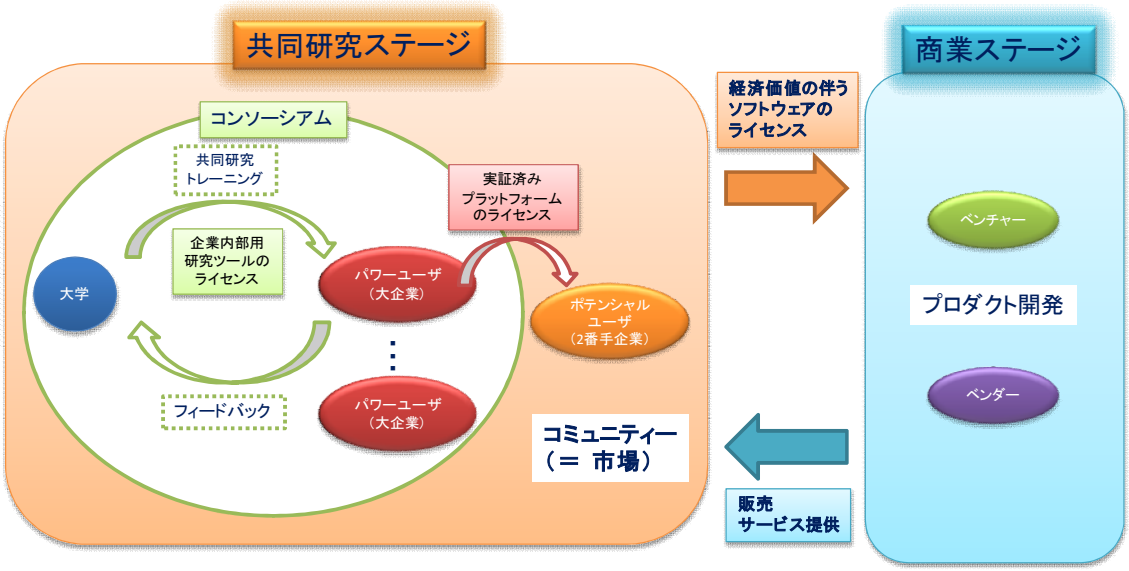

図 3-1　ソフトウェア育成図

（2）事例

研究分野	ソフトウェアの種類
情報・通信	・画像処理、画像解析 ・サーチエンジン ・音声処理 ・自然言語処理 ・最適化プログラム ・データ解析プログラム
エレクトロニクス	・磁気記録再生シミュレーション
材料	・ナノ材料・デバイス設計シミュレーション
土木・建築	・交通流解析
バイオテクノロジー	・遺伝子配列データベース

3.3.2. ハードウェアで利用、社内業務で利用

（1）特徴

- ライセンス先の企業のニーズ、スペックがある程度明確であり、共同研究で製品化、実用化に近いレベルまで作成されることが多い。
- ハードウェアでの利用は、製品となるハードウェアの付属としてユーザに提供、またはハードウェアに組み込まれ製品化されユーザに提供される。
- 社内業務での利用としては、ソフトウェアによる業務の効率化・支援等に活用されることが多い。
- ハードウェアでの利用に対する対価の算定は、製品の売上げをもとにライセンス料が設定されることが多い。
- 社内業務での利用は、直接売上げに影響するわけではないが、ソフトウェアによる業務改善はコスト削減、つまり利益に貢献する。コスト削減の効果を正確に算出し、その対価としてのライセンス料を決定することは難しいため、ソフトウェア一式に対する価格交渉となる。

（2）事例

研究分野	ソフトウェアの種類
情報・通信	・車載機器の組み込みソフト ・医療機器の組み込みソフト
機械	・製造ライン制御 ・製造フロアのレイアウト設計

3.3.3. 販売・サービス提供で利用

（1）特徴

- 大学で作成したソフトウェアは、エンドユーザが個人となるもの、企業となるもの両方存在する（事例は一番多い）。
- 大学の研究レベルのソフトウェアをベンダー等がライセンスを受け商品化を行っている事例が存在するが、3.3.1 節で記した理由により成功した事例はかなり少ないと思われる（ベンダーが保有するソフトウェアに、追加機能として組み込む場合は除く）。
- 商用利用を目的に企業がライセンスを受ける際、企業は商用化に向けた改変、商用後の保証、バグ修正、サポート等を行う必要があるとして、大学への profit の還元に難色を示すケースがある。大学が開発したソフトウェアを企業が改変し商品化する場合、バグ修正やサポートを当初から企業が担当することは難しいため、最終的に企業が担当できるよう大学が企業に技術指導しながら担当をシフトしていくのが一般的であろう。企業は、営利活動に伴う上記作業のコストを商品の価格に上乗せして回収することになる。こうした役割分担、背景を考慮してライセンス交渉を行う必要がある。
- 海外の一部の大学では、エンドユーザに直接ソフトウェアを販売し、研究者がコンサルタントベースでサービスを提供しているケースが存在するが、ユーザが増大すると評価の対象にならない業務への対応が増大することになり、ベンチャーを創設するか、既存のベンダーにライセンスすることになるであろう。
- 学生ベンチャーは、必然的に資金をほとんど必要としないソフトウェアのベンチャーであることが多いが、企業ニーズの把握は困難であるため、個人向けの新しいビジネスモデルを構築できるかが、一つのポイントになると思われる。日本では学生ベンチャーへの資金を含めた支援が必ずしも充実していないため、十分な技術開発を行うことが出来ず、企業存続のためソフトウェアの請負開発に甘んじるケースが多い。請負開発は利益率が低い労働集約型の業務であるため、請負開発が主要業務になってしまうと、企業の発展は困難になる。

（2）事例

研究分野	ソフトウェアの種類
情報・通信	・画像処理、画像解析 ・サーチエンジン ・情報検索支援ソフト ・自然言語処理 ・ウェブブラウザ ・コンテンツ配信 ・データ解析プログラム ・テキスト解析ライブラリー

環境・エネルギー	・地質分析シミュレーション
機械	・流体シミュレーション ・制御用ソフトウェア ・計測・評価システム ・鋳造シミュレーション ・CAD/CAM
エレクトロニクス	・半導体設計プログラム ・回路基盤のレイアウト最適化ソフトウェア
材料	・ナノ材料・デバイス設計シミュレーション
航空・海洋・運輸	・鉄道管理ソフトウェア
土木・建築	・工場デザイン ・建築物可視化ソフトウェア
医学・薬学	・生体内シミュレーション ・健康管理ソフトウェア ・医学教材ソフトウェア ・医療画像ソフトウェア
バイオテクノロジー	・たんぱく質の表示・解析ソフトウェア ・遺伝子配列の分析ソフトウェア ・ＤＮＡ配列の構造予測プログラム
経営	・在庫管理システム
教育	・英語学術語彙データベース ・講義中の学生の反応をフィードバックするシステム

＜　国内大学におけるライセンス事例　＞

①　教育用のソフトウェアのライセンス事例

大学のソフトウェアというと、情報、理学、工学、薬学、医学等、いわゆる理系の分野のソフトウェアを思い浮かべることが多いが、教育分野のソフトウェアでもライセンスされた事例があり、いくつか下記に紹介する。

【東北大学の事例・・・講義中の学生の反応をフィードバックするシステム】

- ✓ 「講義における学生の反応をフィードバックするシステム」（Mac 上で作成したプログラムと Web カメラを組み合わせたシステム）を、株式会社内田洋行、株式会社フォトロンと開発し、製品化。
- ✓ 企業はそのプログラムをハードウェアの中に組み込み、販売。
  http://www.juce.jp/LINK/journal/0803/08_04.html

【京都大学の事例・・・英語学術語彙データベース】

- ✓ 文系の研究者が英語学術語彙データベースを作成し、そのデータベースを株式会社研究社にライセンス。
- ✓ このデータベースを基にして、英単語の本を出版。
- ✓ 文系初の産学連携事業。
  http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news_data/h/h1/news7/2009/090625_1.htm
- ✓ 英単語の音声を Podcast 配信。
  http://www.kenkyusha.co.jp/modules/09_kyodai_podcast/index.php?content_id=1

② 研究会を立ち上げ研究開発 ⇒ ライセンス

図 3-1 で説明した共同研究によるソフトウェアの育成過程を経て、ソフトウェアを製品化した事例を下記に紹介する。

【東北大学の事例・・・鋳造シミュレーション】

共同研究ステージ

- ✓ 企業・大学会員 25 名で構成される「鋳造 CAE 研究会 （Stefan）」が平成４年に発足し、ソフトウェアを研究開発。

商業ステージ

- ✓ 平成 11 年に「鋳造 CAE 研究会 」の研究成果を、株式会社東北テクノアーチのライセンスにより、鋳造シミュレーションシステム「ADSTEFAN」 として株式会社日立製作所が製品化。（当初は UNIX 版のみ）
- ✓ ソフトウェアの普及・改良のため、ユーザ会を創設。技術セミナーではユーザの活用事例を紹介。専用 HP では技術相談、次期バージョンに盛り込んで欲しい機能などを受け付けている。
- ✓ UNIX 版のほかに WINDOWS 版が商品化される。自動車部品設計が海外にアウトソーシングされるのに連動して英語版／中国語版も商品化されている。サポートは早い時期に大学の手を離れている。

3.4. 円滑な技術移転を推進する上での注意点

3.4.1. 特許権と著作権の違い

① 共有特許の実施には他の共有者の同意が必要ないが、共有著作権の利用には共有者全員の同意が必要。 ② 著作権法には、特許法 69 条のような試験・研究のための特許発明の実施に関する例外規定がない。

①：

特許法では、共有特許の実施に他の共有者の同意は必要としない（特許法 73 条）。一方、著作権法では、2 人以上の人が共同で開発したソフトウェア（共同著作物）の利用には、著作者全員の同意が必要になる（著作権法 65 条）。また共同著作物の著作者人格権の行使（著作者人格権については 4 章参照）にも著作者全員の同意が必要になる（著作権法 64 条）。つまり著作者の一人が創作したソフトウェアを利用するにも（利用の定義は 2.3 節の 1 条 2 項解説参照）、他の著作者全員の同意が必要になる。

そのため、将来の活用を考慮し切り分けが可能ならば、共同著作物となることを回避すべきである。また、著作権法 64 条、65 条は契約で変更が可能なので、共同研究契約雛形では共同著作物が生じることを想定して、その取り扱いを規定している（2.3 節参照）。

②：

特許法 69 条にて、試験・研究のための特許発明の実施に関する例外規定があるが、著作権法にはそれに対応する規定はない。大学によっては共同研究契約の中で、大学は共同研究で創作された共同著作物や企業単独の著作物を、研究・教育目的に限り自由に利用可能と規定している例もある。

著作権研究会で議論した結果、企業は研究のため自己が使用する目的に限り、共有のプログラム著作物を無償で使用、複製、改変できるという規定を共同研究契約雛形に盛り込んだ（詳しくは 2 章参照）。

3.4.2. 共同著作者の特定の困難

大学で創作されるソフトウェアには、共同著作者の特定に関して、以下のような課題が存在する。 ① アイデアを出す人と、コーディングする人が別。 ② 研究室の歴代の学生・研究者の寄与の判定。 ③ 共同著作者の一人が居所不明等により合意等が得られない。

①：

大学で創作されるソフトウェアは、非常に先端的で、かつ、高度なアルゴリズムやオリジナリティあふれるアイデアをコーディングしたものであることが多い。ソフトウェアの

肝は、そうしたアルゴリズムやアイデアを思いつくことであり、極端なことをいえば、そのアルゴリズム、アイデアをもとに誰がコーディングしても、ソフトウェアの性能にそれほど大きな違いは生じない。ところがアルゴリズムやアイデアそのものは著作権法の保護の対象外であるため、例えば、教員がアイデアを出して学生がそれをもとにコーディングをしても、ソフトウェアの著作権に対する教員の寄与は評価されない。

論文の場合は、執筆に一切手を出さない場合でも、原稿に対するコメントをした場合には共同著作になると考える教員が多いと思われるが、ソフトウェアの著作権についても論文と同じように扱っている可能性もある。実務上は、大学が研究室の中で誰がどれだけ開発に関与したかは把握できないので、著作物の届出の際に著作者を全部列挙してもらい、そこに持ち分を書いて全員に押印してもらっている。特許での共有判断では、研究ノートやディスカッションの内容を重要な手掛かりとしている。ソフトウェアの分野でも、共著者になるための最低限の対処として、下記のバージョン管理システムの併用と合わせて、例えば、「○○アルゴリズムの使用を指示した」、「サンプルプログラムを渡した」、「教員がデバッグした」等の記録を残す必要がある。

大学と企業の共同研究で作成されるソフトウェアも事情は同様である。著作権研究会で作成した共同研究契約雛形では、オリジナルプログラムの貢献、アルゴリズムに関するアイデア提供を行った場合の貢献を著作権の帰属に反映するタイプの条項を用意し、契約当事者が選択できるようにした（2.3 節の第 17 条参照）。

著作者間の持分比率の決定がもめた場合の、海外大学における対処方法をいくつか紹介する。海外の大学でも、著作者（教員、学生等）の当事者同士でその寄与率を協議するか、特別な理由がない限り等分とする大学がほとんどであった。寄与率を協議しても決定が困難な場合には、いくつかの海外の大学でそれを解決するための規則・制度を設けているので表 3-3 に紹介する(2)。

表 3-3　海外大学における著作権寄与率の合意に関する対処事例

ETH Zurich
・ 著作者間で、ソフトの著作権に対する寄与率の合意が取れなかったら、寄与率は等分配とする。
UC San Diego
・ 著作権の帰属で紛争がある場合には、技術移転機関が再検討し帰属を決定する。 ・ その決定に不服の場合には、技術移転諮問委員会に再審理の請求を行い、技術移転諮問委員会が副総長に勧告し、副学長が最終的に決定する。
University of Washington
・ 学部長が現場の意見を集約して、最終的な割合を決定 ・ 研究を進める上で、研究グループの合意事項については覚書を残す → 当事者間のスムーズな合意形成のため

②：

研究室の歴代の学生・研究者が開発に寄与したソフトウェアに対して、企業が関心をもちライセンスを試みようとしたが、共同著作者が特定できず立ち往生した事例が存在する。代々学生や研究者がソフトウェアの開発に携わった場合、前任者が開発したソフトウェアは上書きされ、かつ、同時に複数の人が開発に携わるとバージョンが枝分かれしていくため、開発の履歴が残っていないとなると共同著作者の特定は困難である。そのため、複数の著作者が開発に携わった既存のソフトウェアの対処方法は、残念ながら今のところ存在しない。

一方、これから新規にソフトウェアを開発するに当たって、著作者が複数となりプログラムが大規模化することが予想される場合には、3.2.2 節でも記したように、導入して運用が軌道に乗るまでに少し時間がかかるが、Subversion や CVS などのソースコードをバージョン管理するシステム（いつ、誰が、どう変更したかの履歴を記録）の導入を推奨する。

③：

H18 年文化庁　著作権分科会　法制問題小委員会（第 5 回、第 6 回）に文化庁長官官房著作権課から「共有著作権に係る制度の整備について」で問題提起があったが議論に至らなかった。大学で一番起こりうる事例は、学生が卒業した後連絡が取れず、研究室で開発したプログラムへの寄与の確認や、ソフトウェアを利用する際に同意を取ることができない事態に陥ることである。学生が関与する知的財産の取り扱いは、センシティブな問題に発展する可能性があり、いくつかの大学を除いて各大学ともあまり表立った解決をしてこなかったのが現状である。しかし、研究室における研究の継続を考えるならば、ソフトウェアの活用でライセンス収入が生じた場合には、著作権への寄与率に応じた支払いをすることを十分説明の上、学生の著作権を大学又は指導教員に譲渡する契約を交わし、学生の著作権に対する貢献を明確に評価すべきであろう（著作権を卒業前に譲渡することにより、合意に関するトラブルを防止する）。なお、学生との契約を交わすタイミングは、学生がソフトウェアを開発して卒業する前ではなく、研究室に配属されソフトウェアの開発に携わる前に行うべきである。なぜなら、下記の発注先の企業との著作権譲渡の交渉もそうであるが、長期間にわたってコーディングをし、テストを繰り返し、デバッグし、やっと動くようになったソフトウェアには、誰しも愛着がわき、自分のものであるという意識が強くなるので、著作権譲渡に簡単に応じられなくなるためである。

3.4.3. 改変物（二次的著作物）の特定と取扱い

大学では日々ソフトウェアが創作され、改変されているが、改変が複製の範囲なのか、改変により二次的著作物となったのか、新規の著作物となったのか、大学が判断し管理することは困難である。

特許の場合は、請求項で技術範囲が明示され、権利の範囲が特定される。一方、大学の

ソフトウェアは日々創作と改変が繰り返され、それに応じて日々新しい著作権が生まれるが、オリジナルのソフトウェアに対して、どの程度の改変なら複製の範囲で、どこからが二次的著作物になり、どこから先が新規の著作物になるか特定することは難しいし、実務上、大学がそれを日々実施し、著作権を管理することはもちろん出来ない。当然、大学と企業の共同研究で創作されるソフトウェアにもこの問題は当てはまる。著作権研究会で作成した共同研究契約雛形では、上記特定の問題を考慮した著作権帰属の条項を用意し、契約当事者が選択できるようにした（2.3 節の第 17 条参照）。

3.4.4. 第三者の著作権の明示

研究室で開発されるソフトウェアの中には、第三者のソフトウェアが混入されているケースがある。第三者のソフトウェアを利用する際には、論文や著書などの著作物と同様に、出典を明示するよう習慣化すべきである。

学生は、修士論文や卒業論文の提出期限にあわせて、とにかくプログラムが動作するよう作成しなければならないため、有効と判断できれば第三者が作成したプログラムでも積極的に利用するはずである。他人の論文や著書から文章を引用して論文を作成する際に、著作権法上その出典を明記することが必要であることは、大学で教育されある程度徹底されている。しかし、同じ著作物でありながら、第三者が作成したプログラムを自分のプログラムに取り込む際に、誰が作成したプログラムであるか、その出所をソースコードに明記することはまれであろう。

第三者がソースコードを公表しているプログラムを取り込んで利用する際には、著作権を放棄した Public Domain Software を除いて、第三者のプログラムのライセンス条項で規定されている利用許諾条件を遵守する必要がある。そのため第三者の著作権が混入したままプログラムを外部にライセンスする場合には、当然ではあるが例えば、第三者のプログラムのライセンス条件がアカデミックユースのみの許諾なら商用利用はできないし、取り込んだ第三者のプログラムがオープンソースによるライセンスであり、かつ、開発したプログラムもオープンソースでライセンスする場合には、両者のライセンスの条件が両立することを確認する必要がある（例えば GNU license のバージョン間の両立性は、文献（３）を参照）。研究室で代々継続的に開発が行われているプログラムに、第三者のプログラムであることをソースコードやマニュアル等に明記せず誰かが取り込んでしまうと、次にそのプログラムを引き継いだ者が、外部から取り込んだ部分を前任者が作成したのか、第三者が作成したのか、判断することは困難である。こうしてライセンス条件が不明な第三者の著作権がプログラムに混入されることになる。

プログラムを企業にライセンスする際、第三者の著作権を侵害してないことを保証するよう、企業が求めてきて交渉が難航することがある。多くの人が開発に携わった場合、上記のように、いつ誰がどこから第三者のプログラムを混入させたか把握することが難しい

ため、保証を求められても出来ないというのが現状である。第三者のプログラムを利用した場合、ソースコードのコメントなどにそれを明記すれば、ライセンス時にその部分だけピックアップして、修正・代替等で対応することが可能になる。第三者のプログラムがオープンソースの場合には、ソースファイルの先頭に著作権の表示があることが多いので、プログラムに取り込む際にその部分も必ずカットアンドペーストしておけば目印になる。研究室で、今後第三者のプログラムを利用して開発する際には、その出典をソースコードにコメント等で明記することを推奨したい。

3.4.5. 共同研究で創作されるソフトウェアの著作権が個人帰属となる大学

学内規則にて、共同研究で創作されるソフトウェアが職務著作ではなく、かつ、大学が著作権を承継しない場合、共同研究契約で定めるソフトウェアの利用について、大学は研究者に対して同意を得る必要がある。

大学の著作物における職務著作の範囲は判例がなく、各大学の著作物取扱規程における職務著作の範囲はさまざまである。学内規則にて、共同研究で創作されるソフトウェアが職務著作ではなく、かつ、大学が著作権を承継しない場合、共同研究契約で著作権の取扱いを決められず、企業－研究者個人の契約により権利行使条件を定める必要がある。例えば、学内規則で著作物を有償で提供、若しくは利用の許諾を行う場合に大学に届出て大学が著作権を承継すると定めている大学では、研究成果であるソフトウェアを企業に無償でライセンスする場合には、著作権は個人帰属のままなので、企業は研究者個人と契約を結ぶことになる。その結果、企業は研究者個人にサインを要求し、研究者個人は企業からの契約依頼に不安を感じてサインに応じないため、双方とも研究開発終了後に成果を利用できなくなるケースが実際に起きている。そもそもこの状況は、著作権だけでなく共同研究での発明の場合にも、発明が大学に帰属せずに個人帰属となる場合には、企業は研究者個人との交渉が必要になるため、大学と共同研究契約を結ぶ意味がないという指摘もある。

共同研究の成果を職務著作とせず、かつ承継しない場合に、共同研究契約雛形では、大学は研究者個人が同意すべき契約事項を記載し、大学は研究者個人が同意するよう措置をとると規定した（2.3 節参照）。なお「同意するよう義務付ける」とすると、「研究者個人に同意書にサインしてもらう」、「学内規則で規定する」等の対応が必要になるが、「同意するよう措置をとる」とすると、「研究者個人に同意内容の確認をしてもらうよう努力する」ということになる。研究者に確認頂く際に、4 章の「研究者への留意事項」を説明資料としてご活用頂きたい。

3.4.6. 大学帰属となったソフトウェア

大学にソフトウェアの著作権を譲渡すると、そのソフトウェアを改変できないと考える教員が多い。

ソフトウェアの著作権を大学に譲渡すると、自分で改変できなくなると考える教員が多い。論文の著作権譲渡に近い感覚をソフトウェアでも持ってしまうのかもしれない。教員自体は、著作権が譲渡された大学組織の一員なのだから、そのソフトウェアを改変することはもちろん可能である。ただし、学生など教員以外の人が改変する場合、学生を大学組織の一員とするかどうか判断が難しい。

3.4.7. 契約の必要性

共同研究で創出される知財に関して、その取扱いの明確化を企業から求められるケースが多い。契約は研究者の活動を縛るのが目的ではなく、自由に活動することを保証するために必要である。

ソフトウェアの著作権が共有になると自分の利用さえ自由にできない。特許と違い、著作権は取り決めをしないと何もできない。しかし現実は、何も取り決めをしないでお互いに利用していることが多いと思われる。ソフトウェアを別の形で利用して、昔の共同研究相手からクレームがつくリスクがある。契約を結ぶと研究活動が縛られるのではないか、契約しなくても何もトラブルなど起きていないのではないかと考える研究者は多い。国内の大学で、実際、研究者個人がなんの契約もせずソフトウェアを企業に渡してトラブルとなったケースや、研究者個人が企業と独自にライセンス契約してトラブルとなったケースが存在する。

契約は研究活動を制限することが目的ではなく、研究者の自由な研究活動を確保するために必要である。

3.4.8. ソフトウェア開発の外注

企業にソフトウェア開発を発注した場合、契約時に必ず著作権の帰属を明確化すべきである。

大学からソフトウェア開発を企業に発注する場合、著作権法上は著作権の帰属について取り決めを交わさない限り、発注した企業に著作権が発生する。外注により作成したソフトウェアに第三者の企業が興味を示したが、発注先の企業との間でうまく著作権処理をすることができずトラブルになった例が実際に発生している。

大学からソフトウェアを外部に発注する際、作成されるソフトウェアの著作権の帰属に関して契約書に触れずに、契約を交わしてしまうことが多い。発注の段階でソフトウェア

の将来の活用について想像することは難しいかもしれないが、開発を開始する前に著作権の帰属について明確にしておかないと、ある程度ソフトウェアが完成した段階で著作権の交渉をしても、うまくまとまらないことが多い。

外注したソフトウェアを大学が自由に利用するためには、作成されるソフトウェアの著作権を大学に譲渡してもらい、発注先の企業が著作者人格権を行使しない旨の条項を契約に盛り込む必要がある。

4. 研究者向けの留意事項

・著作者人格権とは

著作者人格権とは、公表権、氏名表示権及び同一性保持権の総称です。

（1） 公表権とは、未公表の著作物を公表するかどうか、いつどのような形で公表するか、を決めることができる権利です。[著作権法 18 条]

（2） 氏名表示権とは、著作物の原作品に、または著作物の公表に際し、氏名を表示するかどうか、どのような氏名を表示するか（実名か変名か匿名か)、を決めることができる権利です。[著作権法 19 条]

（3） 同一性保持権とは、著作物とその題号について、自らの意に反して変更、切除その他の改変を受けないという権利です。[著作権法 20 条]

著作者人格権は、著作物を創作した者である著作者が取得します。ただし、著作権法 15 条の要件を満たし、法人著作となる場合には、法人（大学）が著作者となり、著作者人格権を取得します。

・著作者人格権の不行使特約

著作者人格権は、譲渡や許諾ができません。このため著作者は、著作権の譲渡や使用・利用の許諾を受けた相手にも、著作者人格権を行使することが可能です。例えば、あるプログラムを改変して実用化する目的で、企業が著作権の譲渡や使用・利用の許諾を受けたとしても、著作者は、その企業に対して、同一性保持権を行使して改変を止めさせることができます。この場合、企業は著作権の譲渡や使用・利用の許諾を受けた意味がありません。このような事態を防ぐため、著作者と著作権の譲渡や使用・利用の許諾を受けた相手との間で、「著作者人格権を行使しない」との特約が結ばれる事が多いのです。

・共同研究契約書雛形第 24 条第 2 項

プログラム著作物等が法人著作ではなく、研究担当者が著作者であり、かつ、著作権が大学に承継されて大学と企業の共有になった場合の条文です。この場合に、著作者たる研究担当者が著作者人格権を行使してしまうと、企業が当該プログラム著作物等を使用・利用することができないことがあります（「著作者人格権の不行使特約」の説明を参照。)。したがって、「大学が当該研究担当者等に対して著作者人格権の行使をしないように措置をとる」こととしています。研究者の皆様には、上記の場合には、著作者人格権の不行使を約して頂けますようお願い致します。

・共有著作権の行使

著作権法第 65 条第 2 項は、共有著作物の使用・利用には、共有者全員の合意が必要、としています。共有者自身による使用・利用についても、共有者全員の合意が必要です。

・共同研究契約書雛形第 25 条

共同研究の成果を承継しない場合がある、との規程を有する大学において、大学が承継せず、研究者と企業が著作権を共有する場合の条文です。この場合、プログラム著作物等の使用・利用は、共有著作権の行使に当たるため、研究者・企業間で合意をする必要があります（「共有著作権の行使」の説明を参照。）。

共同研究契約書では、企業には研究者が教育研究目的で無償で使用・利用することに同意してもらう一方、研究者には企業が研究のため自己が使用する目的に限って無償で使用、複製及び改変することに同意して頂く、と定めました。

研究者の皆様には、企業と共有するプログラム著作物等について、①企業が研究のため自己使用する場合には、無償で使用、複製及び改変をすることに同意し、さらに、②企業による改変を可能にするため、同一性保持権の不行使を約して頂けますようお願い致します。

参考文献

（１）NEDO:
「研究用シミュレーションソフトウェアに係る国産技術の技術移転に関する調査」
成果報告書（平成 19 年 3 月）
みずほ情報総研株式会社（調査協力　東京大学産学連携本部）
① http://www.tech.nedo.go.jp/index.htm でユーザ登録し
② 「タイトル、著作等から検索」で入り
③ バーコードで検索の欄に、100010747 を入力し検索ボタンを押すと、
ダウンロード可能
（２）平成 19 年度　文部科学省　大学知的財産本部整備事業
「21 世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」
「ソフトウェア等の著作権の管理・活用について」報告書（平成 20 年 3 月）
東京大学　産学連携本部
http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/documents/2007report_mext.html
よりダウンロード可能
（３）http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.html
の HP の末尾にある compatibility matrix を参照。

5. おわりに

今回開催した著作権研究会において、著作権を考慮した共同研究契約雛形の第 1 版が完成した。今後はこの雛形を各大学で実際の共同研究にご活用頂き、必要に応じて改定を行う必要がある。

著作権研究会は当初の計画では、半年間で 3 回の開催を想定していたが、議論を始めるとメンバーの方々から、大学におけるソフトウェア著作権に関して様々な問題が提起された。そのため当初の 3 回を大幅に超過して、研究会を 4 回、WG を 3 回開催し、会議時間も毎回予定をはるかに越える長時間に及んだ。また、企業 5 社の契約担当者の方々には、作成した共同研究契約雛形案に対して貴重なご意見、コメントを頂いた。お忙しい中、研究会にご参加頂いたすべての方々に改めて深く感謝申し上げる。

大学の知的財産に関する著書は、国内・海外問わず、そのほとんどが特許の取り扱いに関するもので、大学のソフトウェア著作権の取り扱いを記述したものは皆無である。著作権研究会の議論の中で多数のメンバーの方々から、様々な意見、コメント、アドバイスを頂いた。本報告書は、こうした議論の結果を踏まえて作成されており、大学のソフトウェア著作権に関してある程度体系立てて論点が整理できたのではないかと考えている。

この報告書は、大学においてソフトウェアを開発する研究者、その著作権を処理し活用を図る知財・契約担当者、そしてそれを利用する企業関係者の方々に、ぜひともご一読頂き、ソフトウェアの技術移転を推進する上でなんらかの参考にしていただければ誠に幸いである。なお、掲載した共同研究契約雛形を活用した感想、コメント、意見等ございましたら、事務局（ senryaku-a@kikou.uec.ac.jp ）までお寄せいただきたい。